

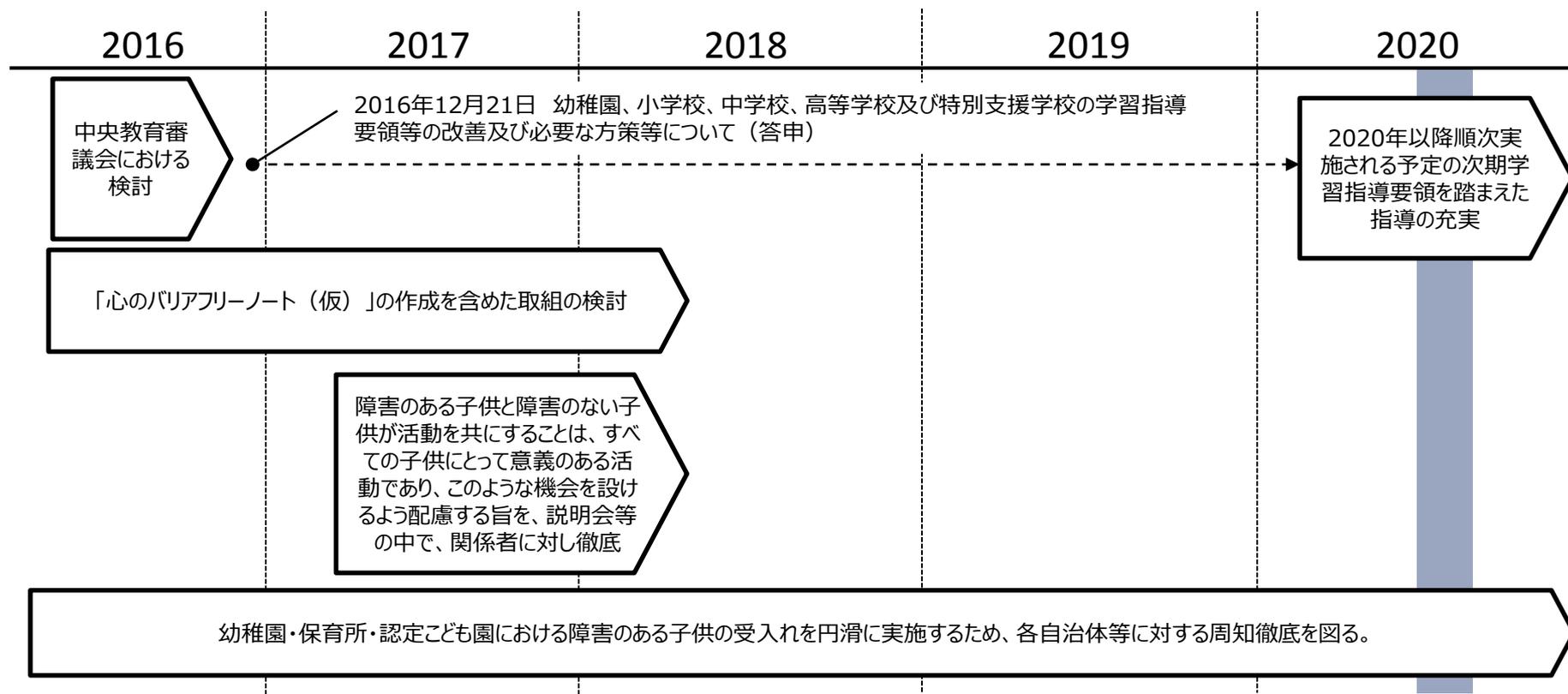
ユニバーサルデザイン2020 行動計画(案) 工程表

I . 「心のバリアフリー」

1) 学校教育における取組

① すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導

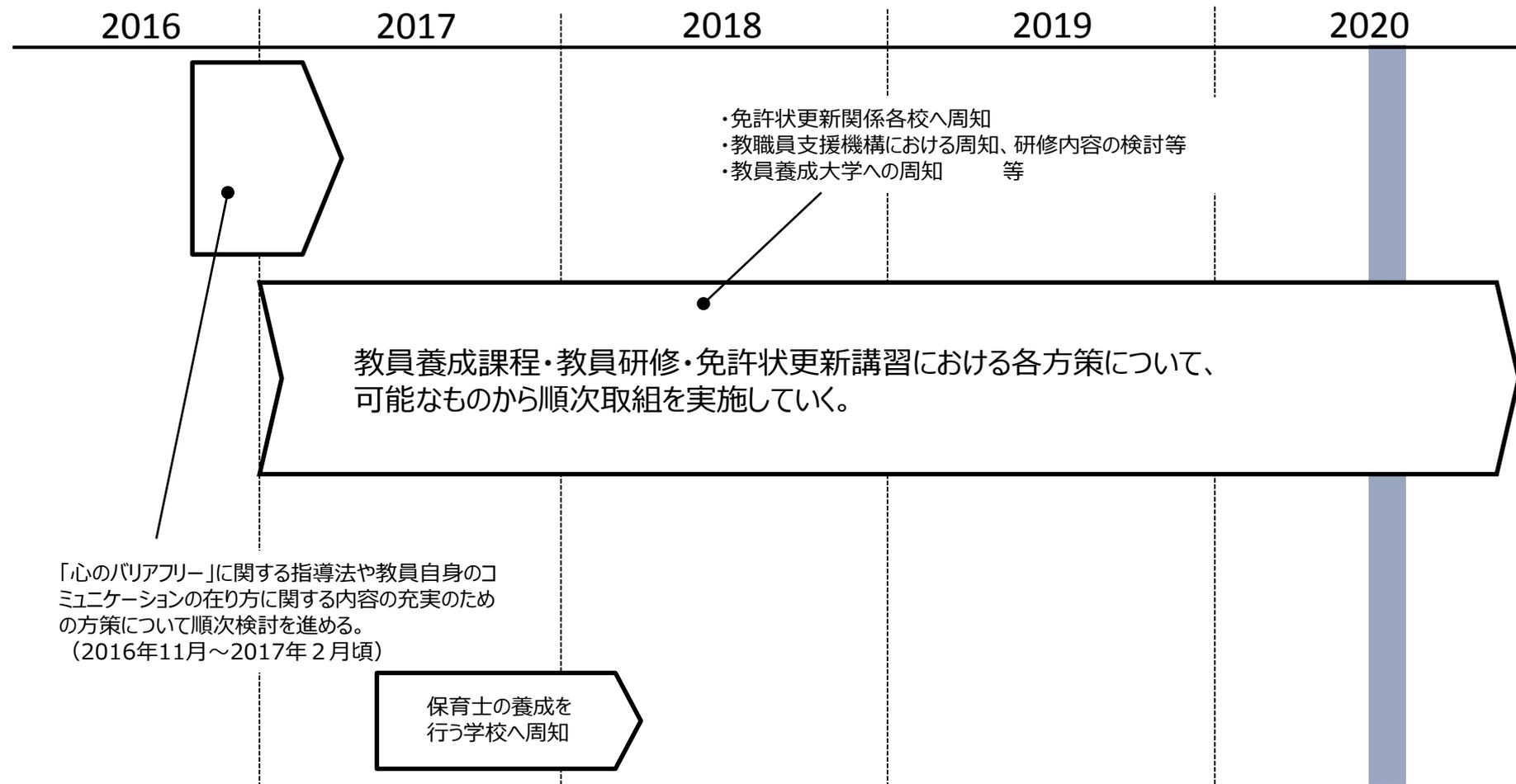
- ・2020年(平成32年)以降順次実施される学習指導要領改訂において、「心のバリアフリー」の指導や教科書等を充実させる。
- ・平成29年度中までに、これらの指導をクロスカリキュラムの中で自分事として受け止め、生きて働く知識や経験とするための「心のバリアフリーノート(仮)」の作成を含めた取組の検討を進める。
- ・幼稚園・保育所・認定こども園については、障害のある子供と障害のない子供が活動を共にすることは、すべての子供にとって意義のある活動であり、このような機会を設けるよう配慮する旨を、平成29年度実施される説明会等の中で、関係者に対し徹底する。また、幼稚園・保育所・認定こども園における障害のある子供の受入れを円滑に実施するため、各自治体等に対する周知徹底を図る。



1) 学校教育における取組

②すべての教員等が「心のバリアフリー」を理解

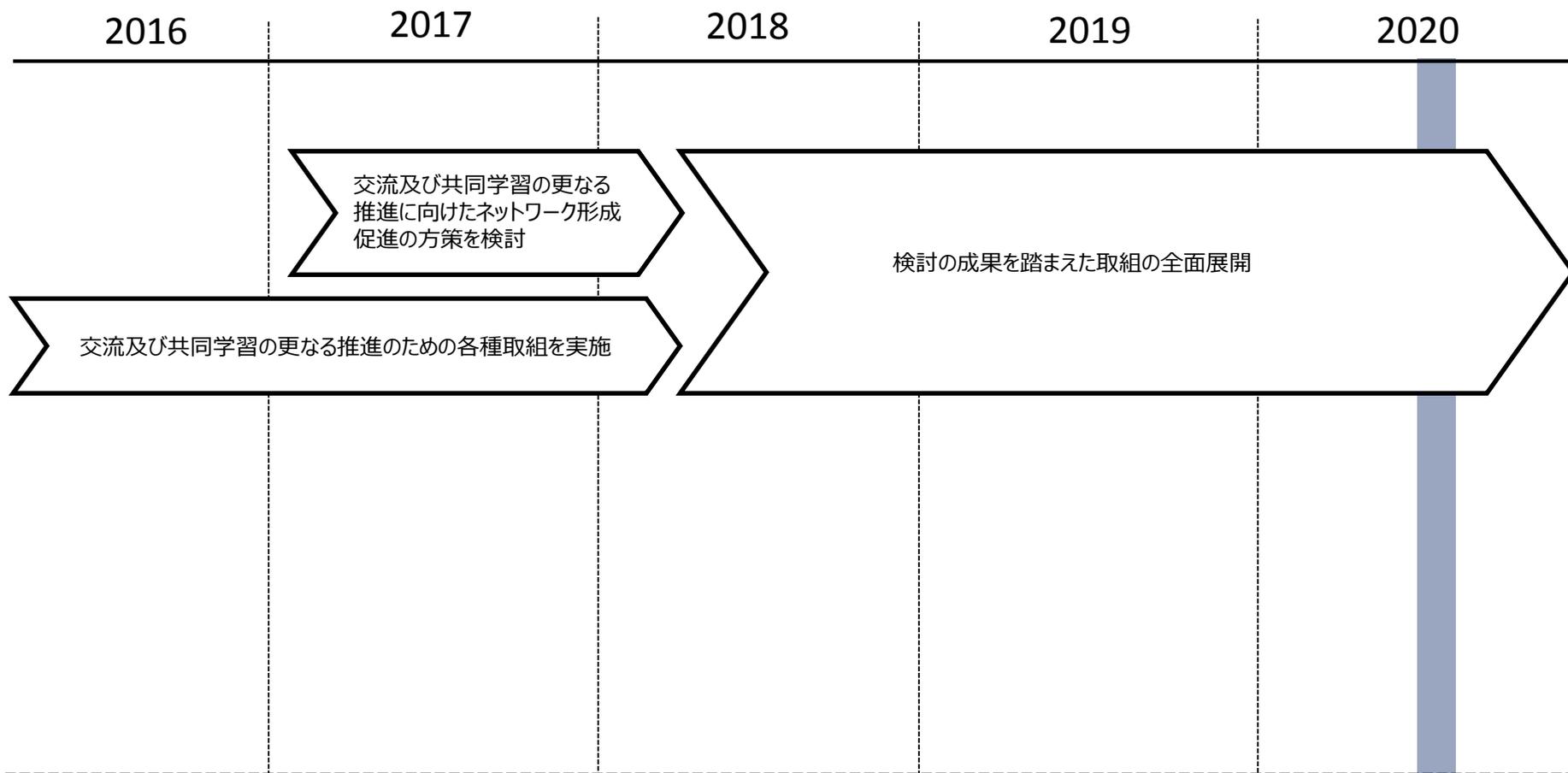
- ・平成29年度までに、教員養成課程、教員研修、免許状更新講習における「心のバリアフリー」の指導法や教員自身のコミュニケーションの在り方に関する内容の充実のための方策について結論を得る。
- ・それぞれの方策について、2020年度（平成32年度）までに実施。
- ・「心のバリアフリー」の理解を促すため、保育士の養成を行う学校に対し周知を図る。



1) 学校教育における取組

③障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開

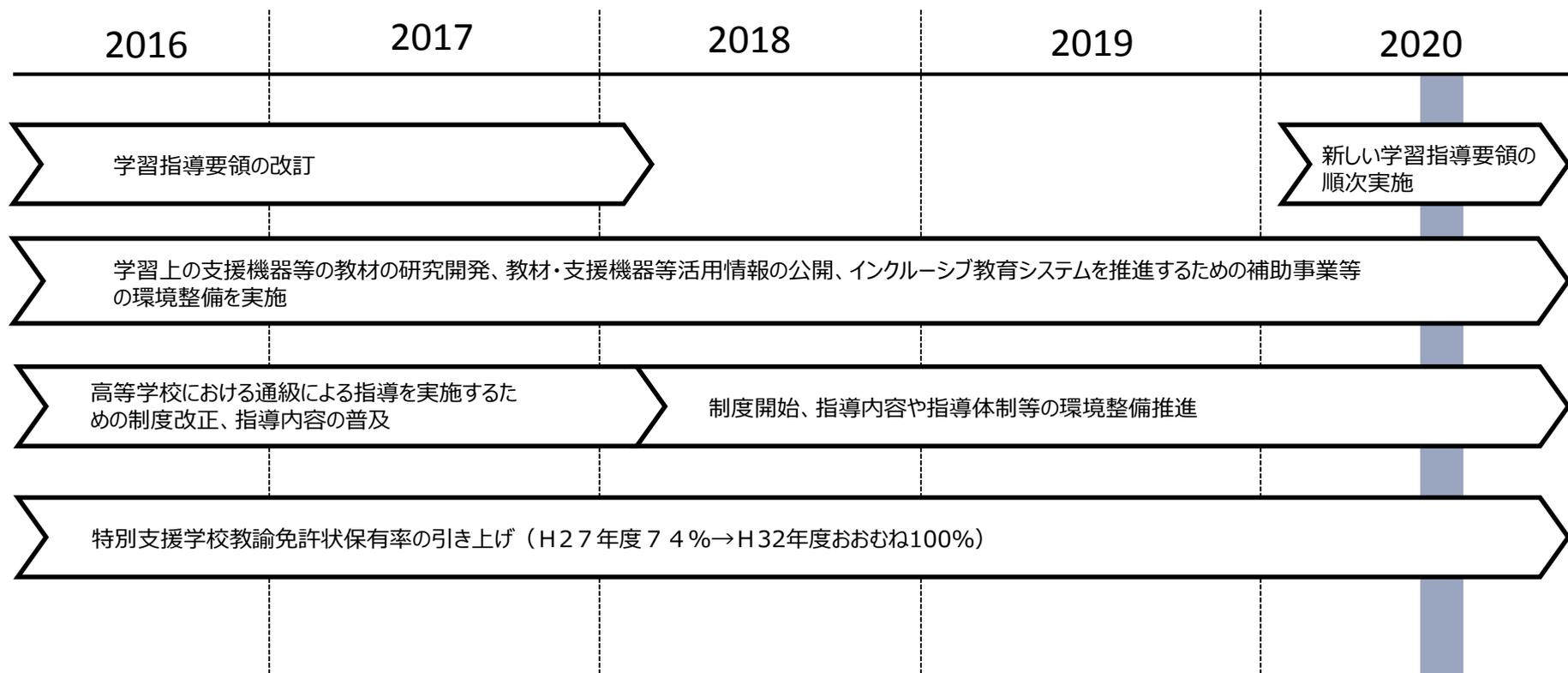
- 平成29年度を目途に、文部科学省及び厚生労働省が中心となり「心のバリアフリー学習推進会議（仮称）」を設置し、ネットワーク形成促進に向けた取組を検討。
- 平成29年度から障害のある人との交流及び共同学習の更なる推進のための取組を実施し、その成果を踏まえて平成30年度から全面展開。



1) 学校教育における取組

④ 障害のある幼児・児童・生徒を支える取組

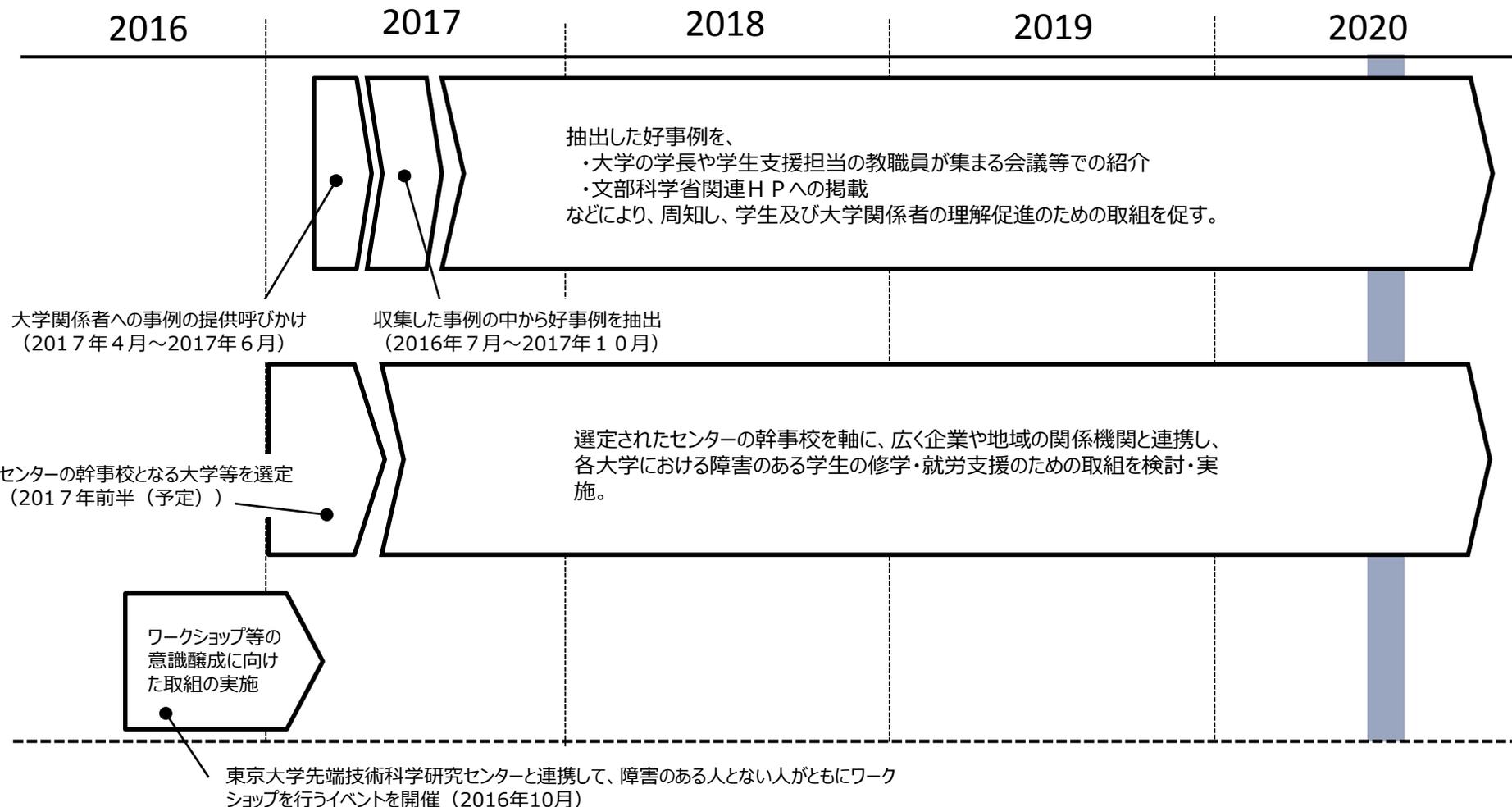
- 障害のある人の自立と社会参加を目指し、特別支援学校等の指導内容について発達段階に応じた改善及び充実を図る。2020年（平成32年）以降順次実施される学習指導要領改訂を通じて、指導の充実を図る。
- 特別な支援を要する子供が社会で自立し活躍する力を育むために必要な教育を受けられるようにICTの活用を含めた環境整備を推進。
- 小・中学校における通級による指導の推進とともに、高等学校における通級指導を平成30年度から新たに制度化。高等学校で通級指導が望まれる者の実現割合100%（平成32年）を目指す。
- 特別支援学校教諭免許状保有率を平成32年度までにおおむね100%に引き上げる。



1) 学校教育における取組

⑤ 高等教育（大学）での取組

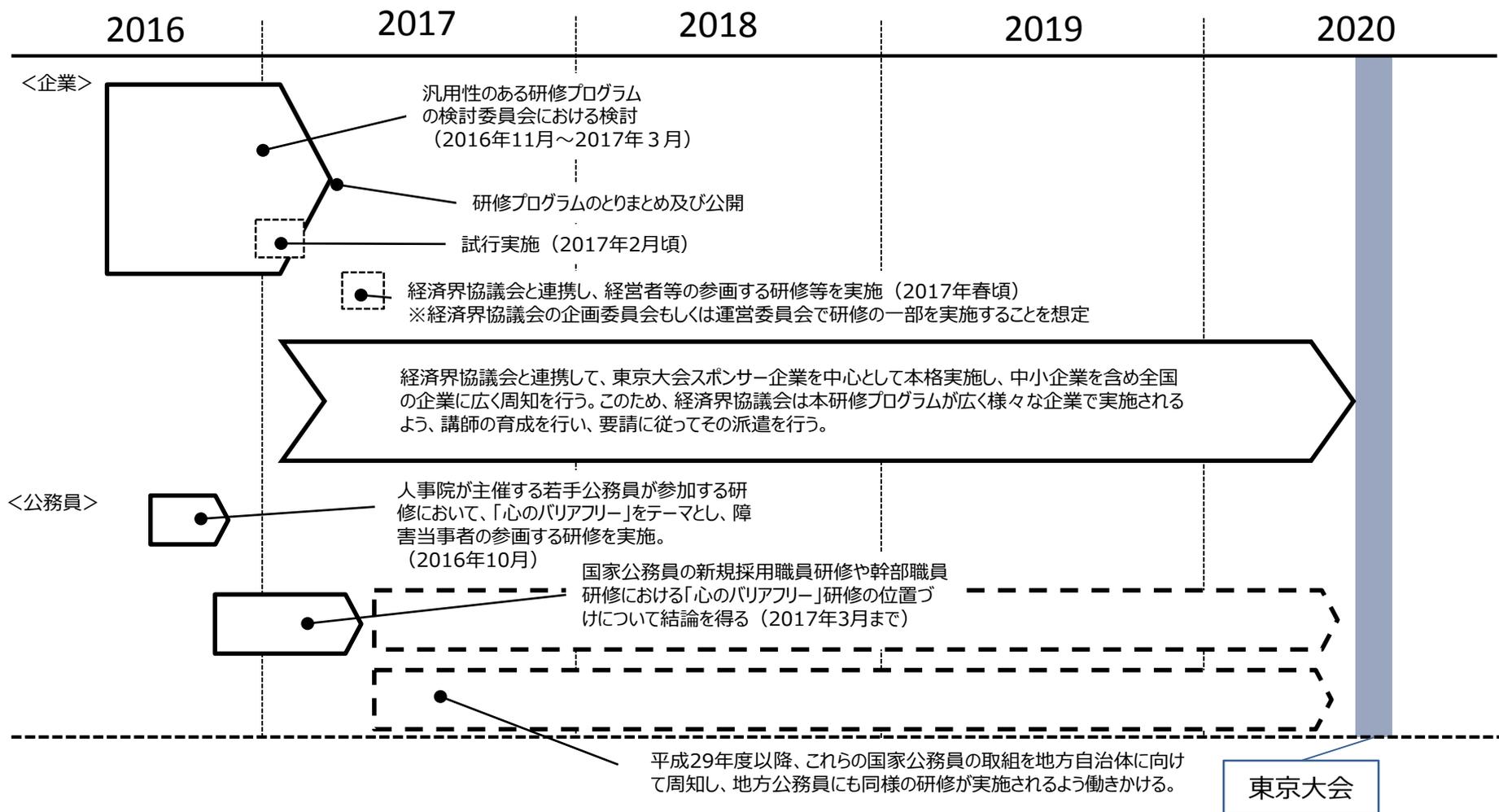
- ・大学の「心のバリアフリー」を広める取組の好事例（入学者選抜を含む修学や就労等）を選出。その好事例を紹介し、学生及び大学関係者の理解促進のための取組を促す。
- ・障害のある学生の修学・就労支援のセンターとなる大学を選定し、これらの大学を軸に広く関係機関と連携し、修学・就労支援のための取組を進める。
- ・平成28年度、大学や大学関係者を対象として、有識者や障害のある人等を招いたワークショップを開催する等、意識醸成に向けた取組を行う。



2) 企業等における「心のバリアフリー」の取組

① 企業等における「心のバリアフリー」社員教育の実施

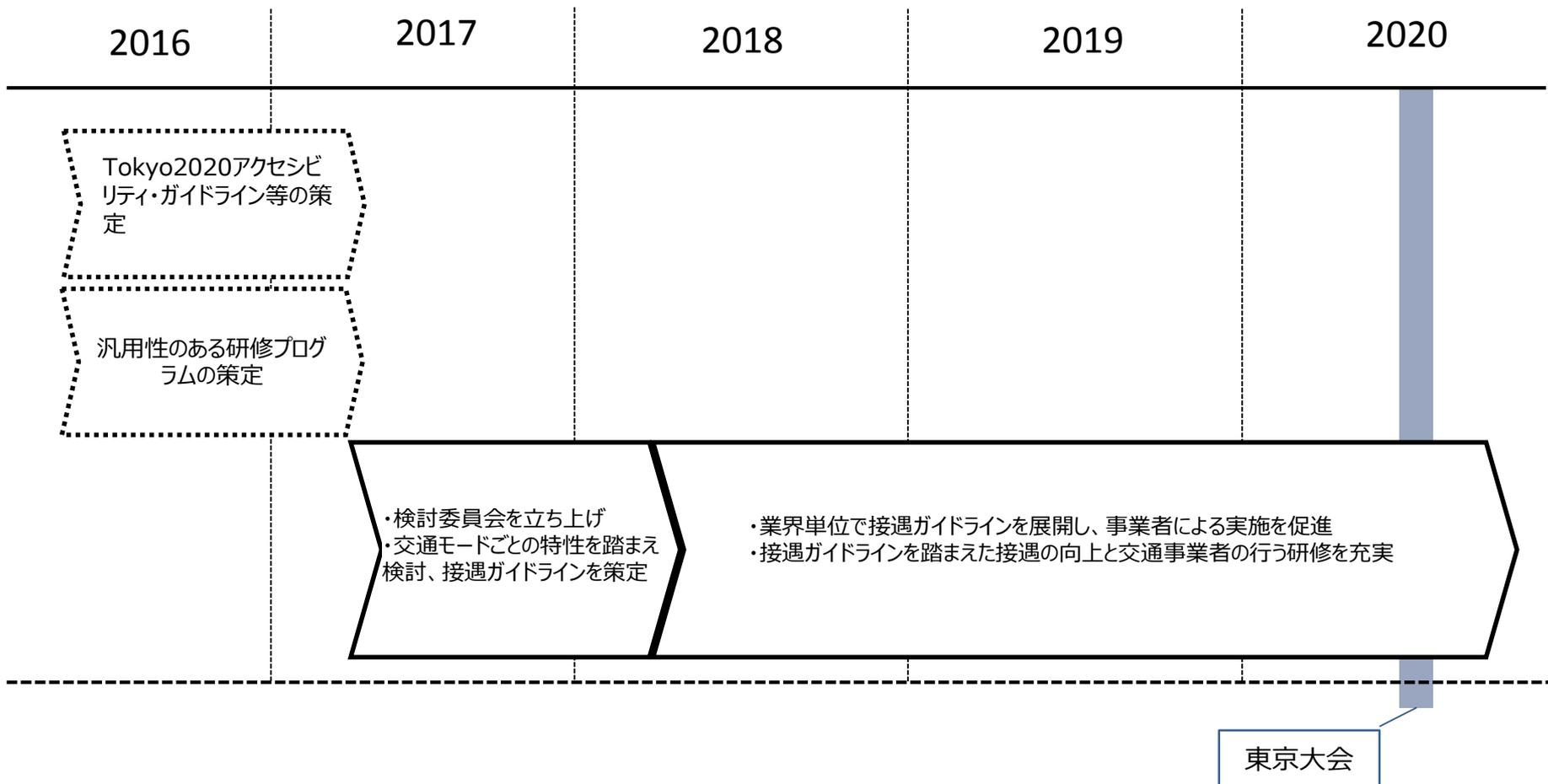
- 平成28年度に経済界協議会と連携し、汎用性のある研修プログラムを策定。試行実施した上で、必要に応じて改善を加え、広く公開。
- 平成29年度以降、経済界協議会と連携し、東京大会スポンサー企業を中心として本格実施し、中小企業を含め全国の企業に広く周知を行う。
- 公務員については、平成28年度に人事院研修において試行的取組を行い、これを踏まえて、平成29年度以降、国家公務員の研修における「心のバリアフリー」研修の位置づけについて、平成28年度中に結論を得る。さらに、地方公共団体にも、同様の研修が実施されるよう働きかける。



2) 企業等における「心のバリアフリー」の取組

② 接遇対応の向上 i) 交通分野におけるサービス水準の確保

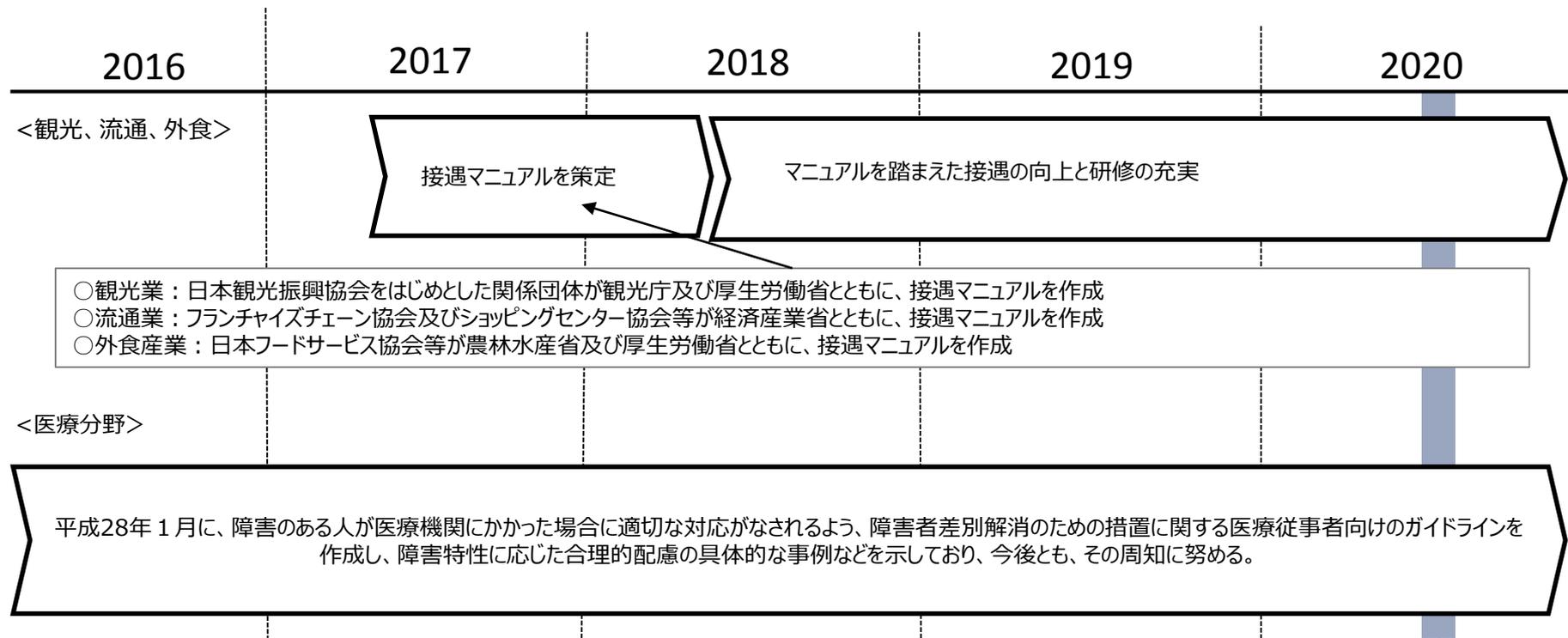
- ・障害者差別解消法等を踏まえ、障害のあることのみをもって乗車・搭乗を拒否することや補助犬の同伴を不当に拒否するといった差別的取扱いを行うことのないよう徹底
- ・Tokyo2020アクセシビリティガイドライン、東京大会スタッフ向けサポートガイド基礎編及び汎用性のある研修プログラムを踏まえ、平成29年度中に検討委員会を立ち上げ、交通事業者向け接遇ガイドラインを作成
- ・交通事業者の行う研修について、障害当事者が参加し、座学に加えて実習を行うカリキュラム、研修教材となるよう検討



2) 企業等における「心のバリアフリー」の取組

② 接遇対応の向上 ii) 観光、外食等サービス産業における接遇の向上/ iii) 医療分野におけるサービス水準の確保

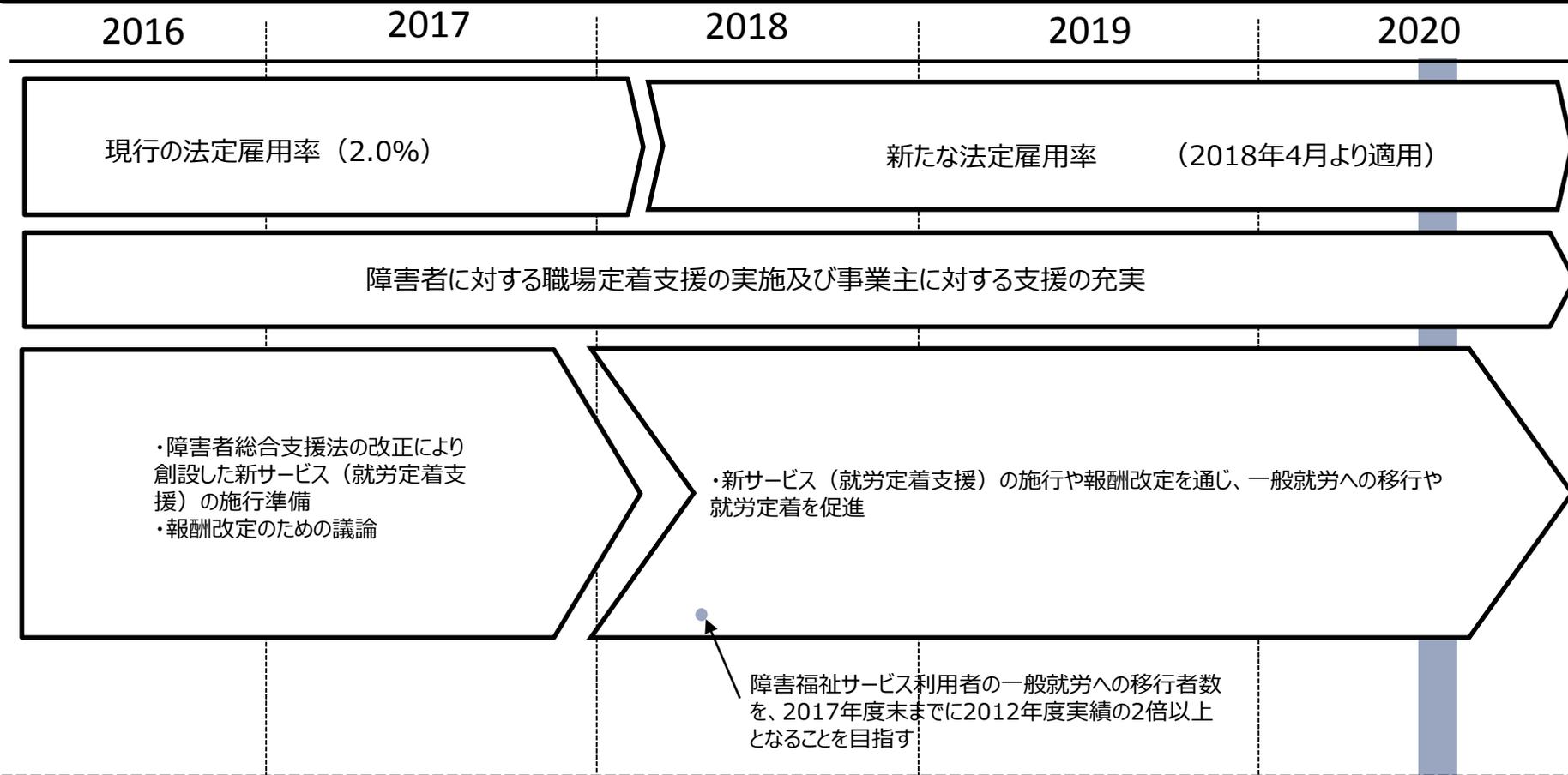
- 観光、流通、外食の各業界において、業界団体等が関係省庁と連携し、
 - ・障害者差別解消法を踏まえ、障害のあることのみをもって乗車・搭乗を拒否することや身体障害者補助犬の同伴を不当に拒否するといった差別的取扱いを行うことのないよう徹底
 - ・アクセシビリティサポートガイド基礎編を基に、各業界の特殊性を反映し、平成29年度中に、業界毎の接遇マニュアルを作成（障害当事者が参加し、座学に加えて実習を行うカリキュラム、研修教材となるよう検討）
 - ・各業界内において、上記接遇マニュアルを展開し、雇用形態を問わず、従業員の「心のバリアフリー」を徹底
- 医療分野については、今後とも、障害者差別解消のための措置に関する医療従事者向けのガイドラインの周知に努める



2) 企業等における「心のバリアフリー」の取組

③ 障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組

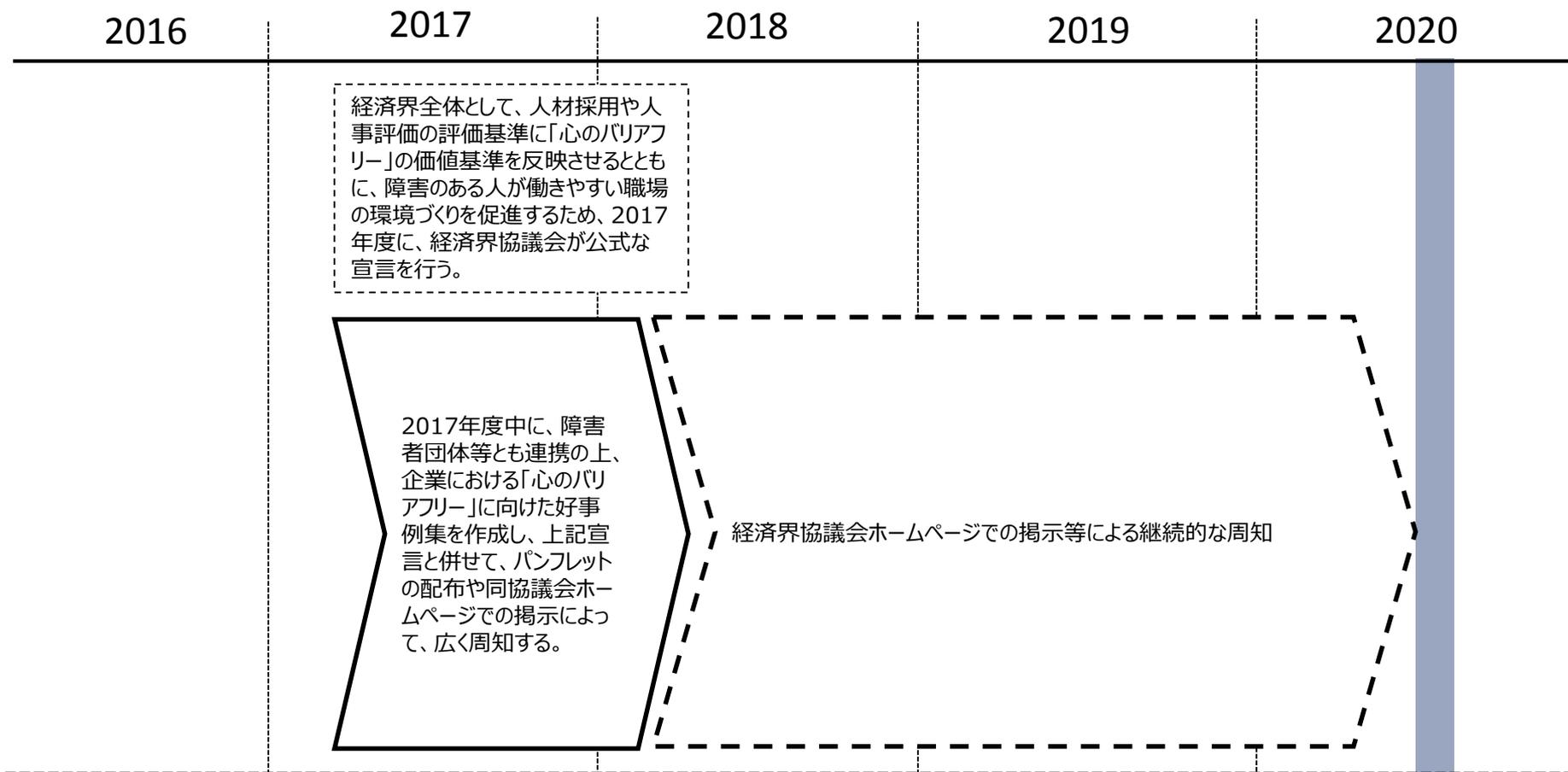
- ・ 法定雇用率の見直し（平成30年度、平成35年度）を行う。
- ・ 身体障害・知的障害・精神障害のある人に対する職場定着支援を実施するとともに、中小企業をはじめとする事業主への支援の充実を図る。
- ・ 平成30年4月の改正障害者総合支援法の施行や報酬改定を通じ、一般就労への移行や就労定着を促進する。



2) 企業等における「心のバリアフリー」の取組

③ 障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組

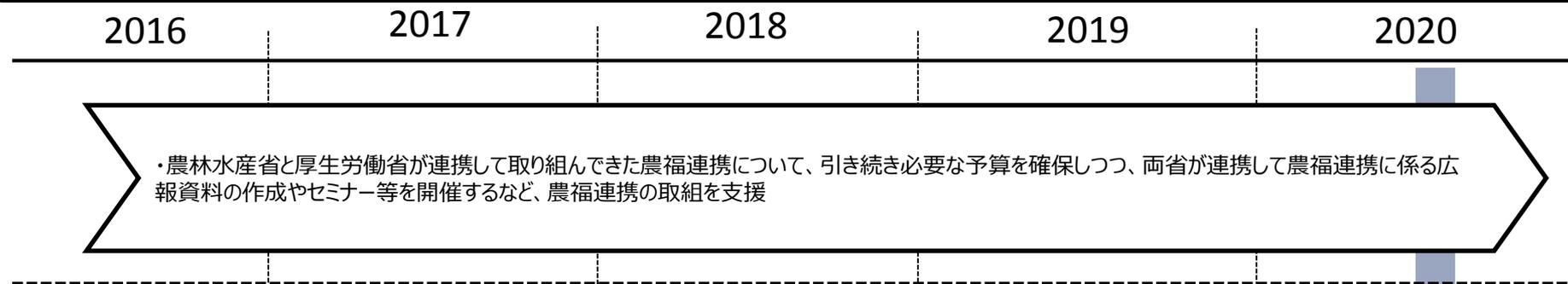
・企業が「心のバリアフリー」を自身の企業価値の中に取り込み、従来からの好事例を踏まえ、各社が「心のバリアフリー」に向けて取り組むよう働きかける。



2) 企業等における「心のバリアフリー」の取組

③ 障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組

・農業分野での障害のある人の就労を支援し、障害のある人の職域や収入拡大を図るとともに、農業にとっての担い手不足解消につながる農福連携を推進。



3) 地域における取組

① 地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組

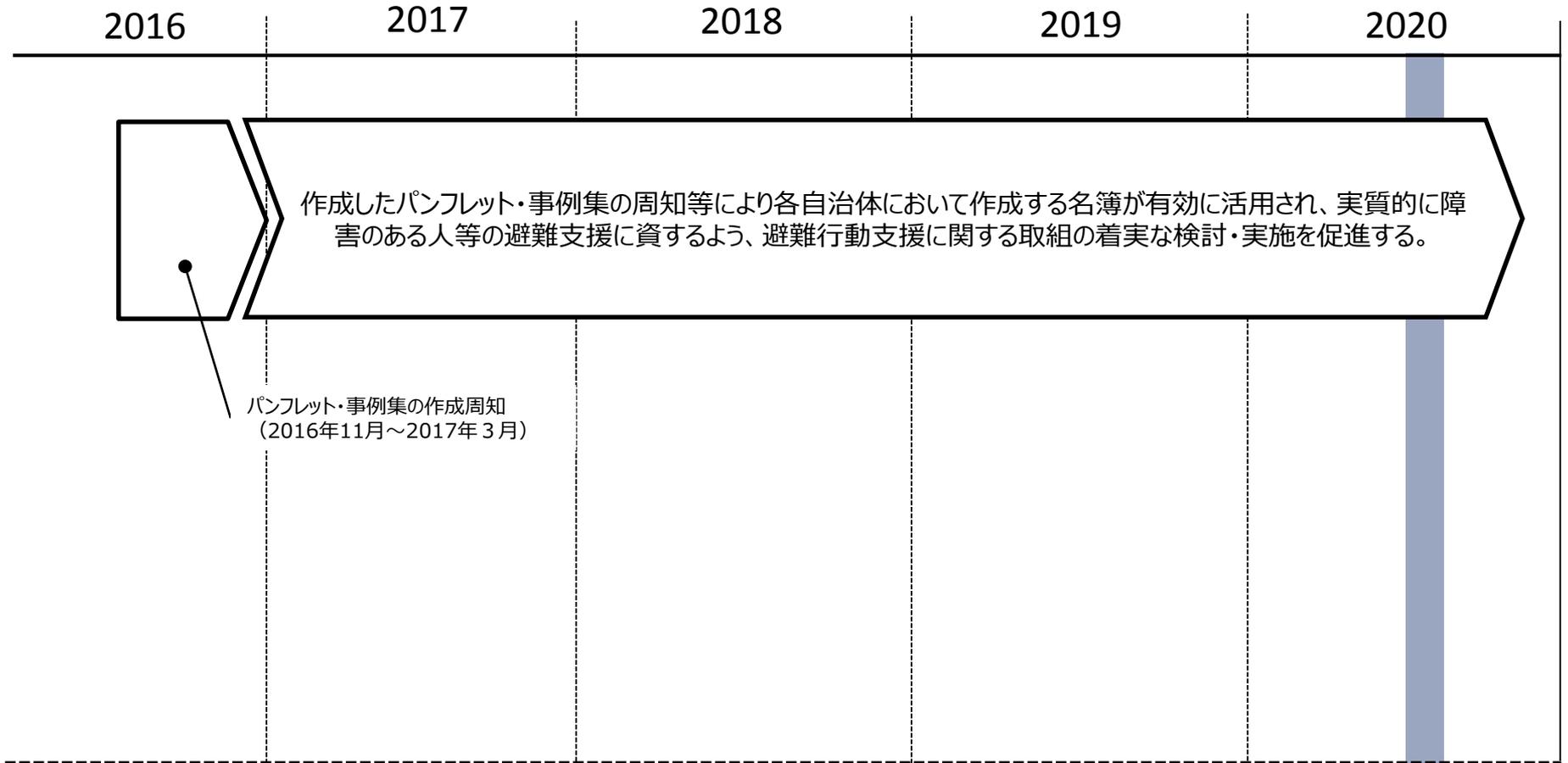
・平成28年度以降、地方自治体や社会福祉協議会等が連携し、地域の人々に「心のバリアフリー」を浸透させるための取組を行えるよう、取組事例を地方自治体に対して周知・啓発する。



3) 地域における取組

② 災害時における避難行動要支援者に配慮した避難支援の在り方

・避難行動要支援者の視点から避難行動支援に関する取組内容を整理したパンフレットを作成するとともに、名簿に係る事例集を作成し、これらの周知を行う。



3) 地域における取組

③その他

- ・全国の人権擁護委員及び法務局等を「心のバリアフリー相談窓口」として活用する。
- ・平成29年度から人権擁護委員等の研修において、障害のある人に対する差別に関する事例紹介や「心のバリアフリー」に関する説明の充実を図る。
- ・障害のある人を研修講師として招くなどして、当事者の視点を踏まえた相談対応を行うことができる人材を育成する。

2016

2017

2018

2019

2020

地域の人権擁護委員をはじめとする法務省の人権擁護機関を「心のバリアフリー」の相談窓口として活用し、障害のある人に対する差別などの人権問題について人権相談に応じるほか、人権侵害の疑いのある事案については、速やかに法務省の人権擁護機関が救済手続を開始する。

人権侵害の疑いがあれば法務省の人権擁護機関が救済手続を開始、調査を実施の上、必要な措置を講ずる。

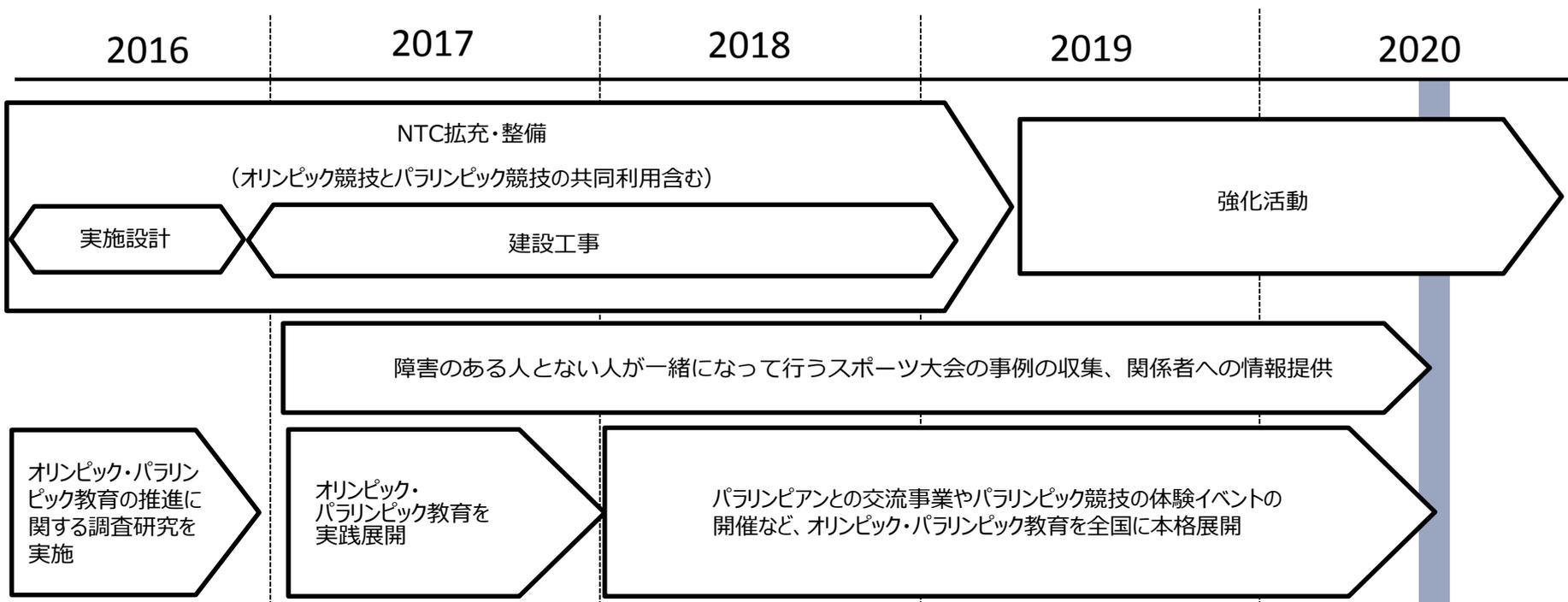
人権擁護委員等の研修において、障害のある人に対する差別に関する事例紹介や「心のバリアフリー」に関する説明の充実を図る。また、研修講師に障害のある人を招くなどして、当事者の視点を踏まえた相談対応を行うことができる人材を育成する。

当事者の視点を踏まえて相談に応じる。

4) 国民全体に向けた取組

① 障害のある人とない人がともに参加できるスポーツ大会等の開催を促進

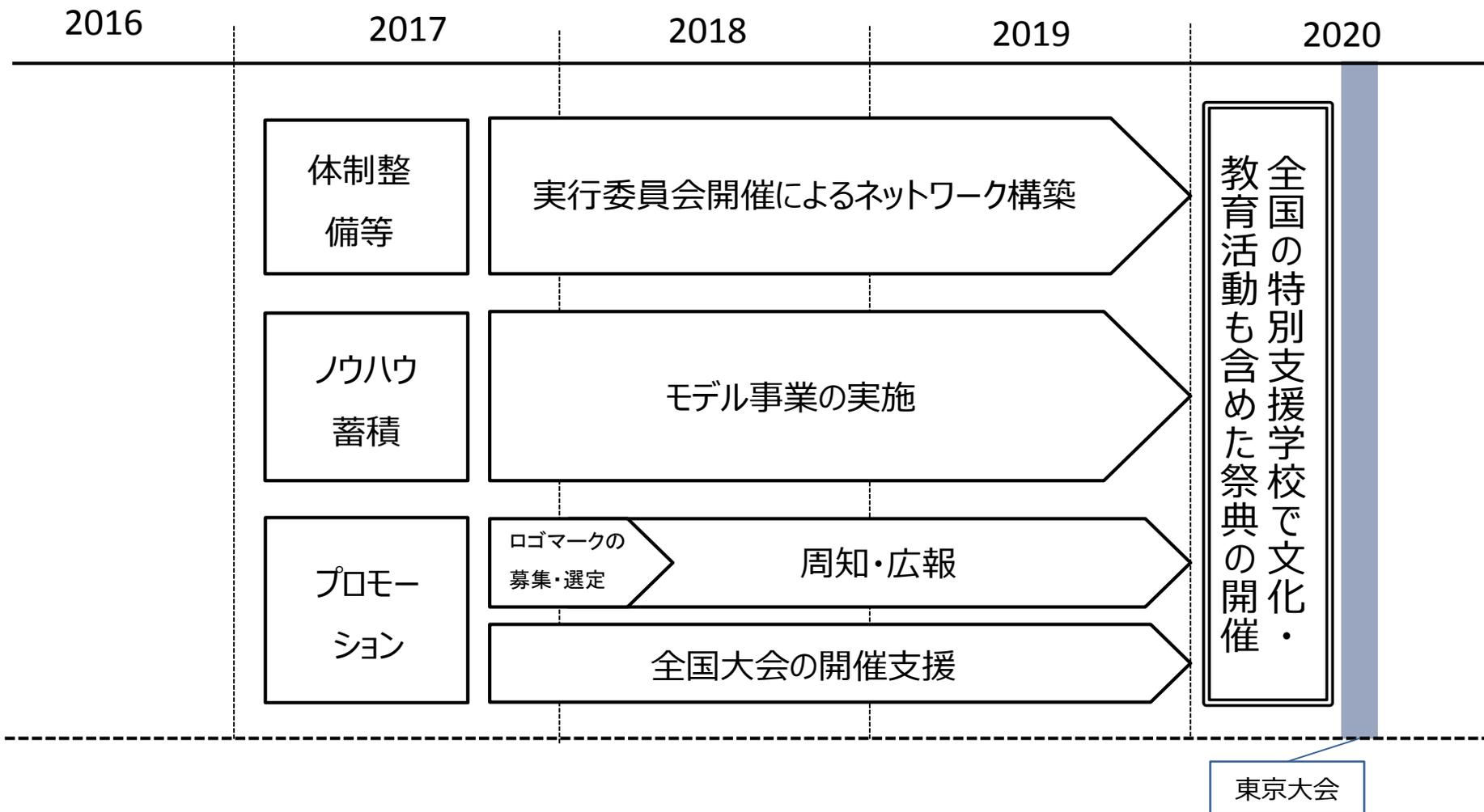
- トップアスリートが、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うため、パラリンピック競技の使用を想定したナショナルトレーニングセンターを整備し、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を図る。
- 東京大会開催の約1年前の完成を目指して拡充整備する。
- パラリンピック選手の競技力向上とそれに伴う障害者スポーツへの関心の高まりへとつなげる。
- 公共スポーツ施設等関係者による同施設の見学等を通じ、様々な公共スポーツ施設等の管理運営の意識改革へとつなげる。
- 障害のある人のスポーツ大会と障害のない人のスポーツ大会等の融合を推進するため、平成29年度以降、障害のある人とない人が一緒になって行うスポーツ大会の事例について、関係者への情報共有等を行う。
- 2020年パラリンピック競技大会を多くの児童・生徒・学生が観戦するなど、パラリンピックに興味関心を持っていただけるような取組を推進。
- オリンピック・パラリンピック教育を推進し、パラリンピアンとの交流や、パラリンピック競技体験等を通じて、パラリンピックの認知度向上へとつなげる。



4) 国民全体に向けた取組

② 特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の祭典を実施

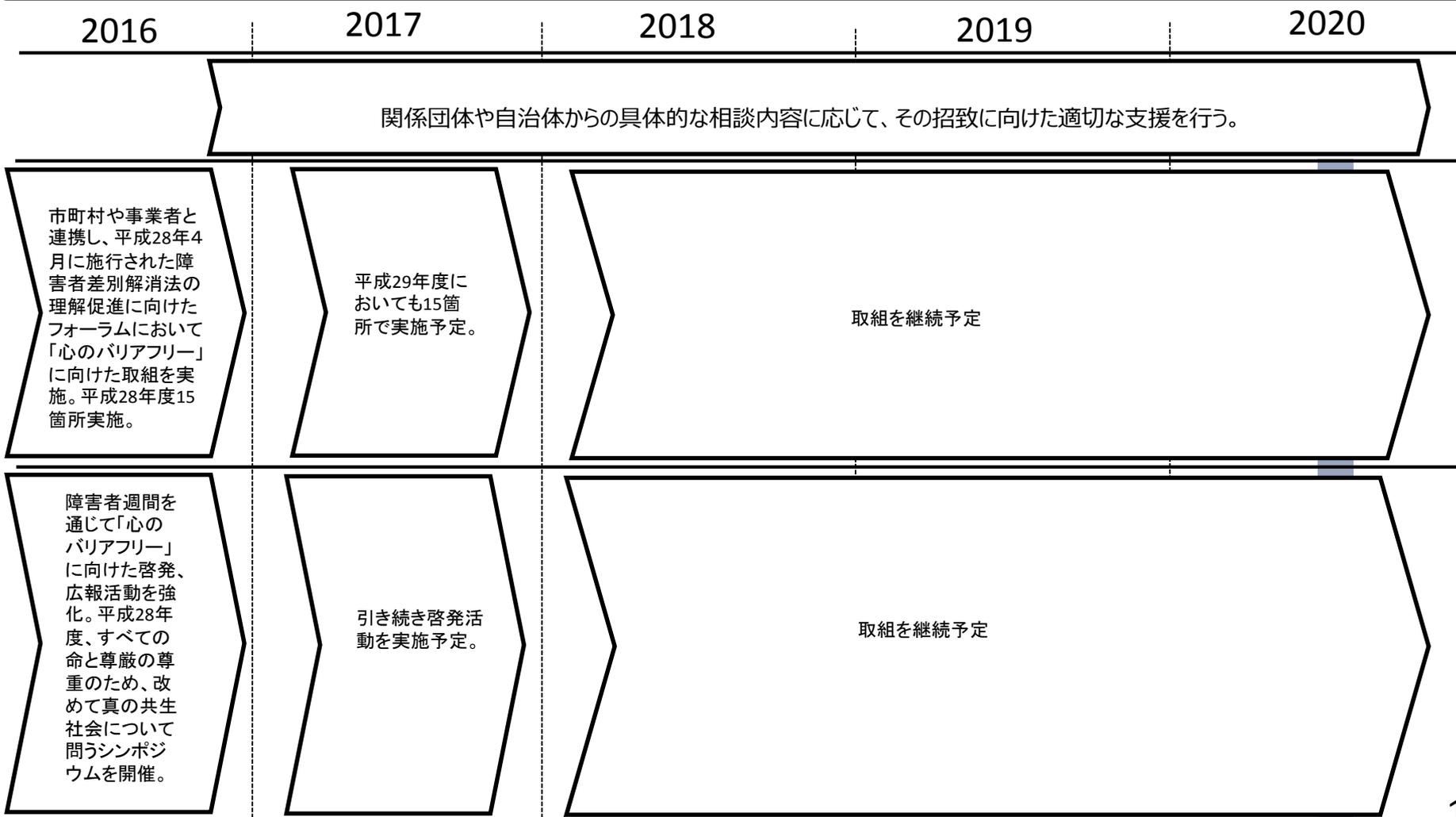
□2020年（平成32年）に全国各地の特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を実施し、東京大会のレガシーとして残すべく、平成28年度以降、関係者の連携体制やネットワークの構築等を進める（「Special プロジェクト2020」）。平成29年度以降、国、県において開催する実行委員会の検討結果を踏まえ、各関係機関のネットワークの構築やモデル事業等を推進する。



4) 国民全体に向けた取組

③ 国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動

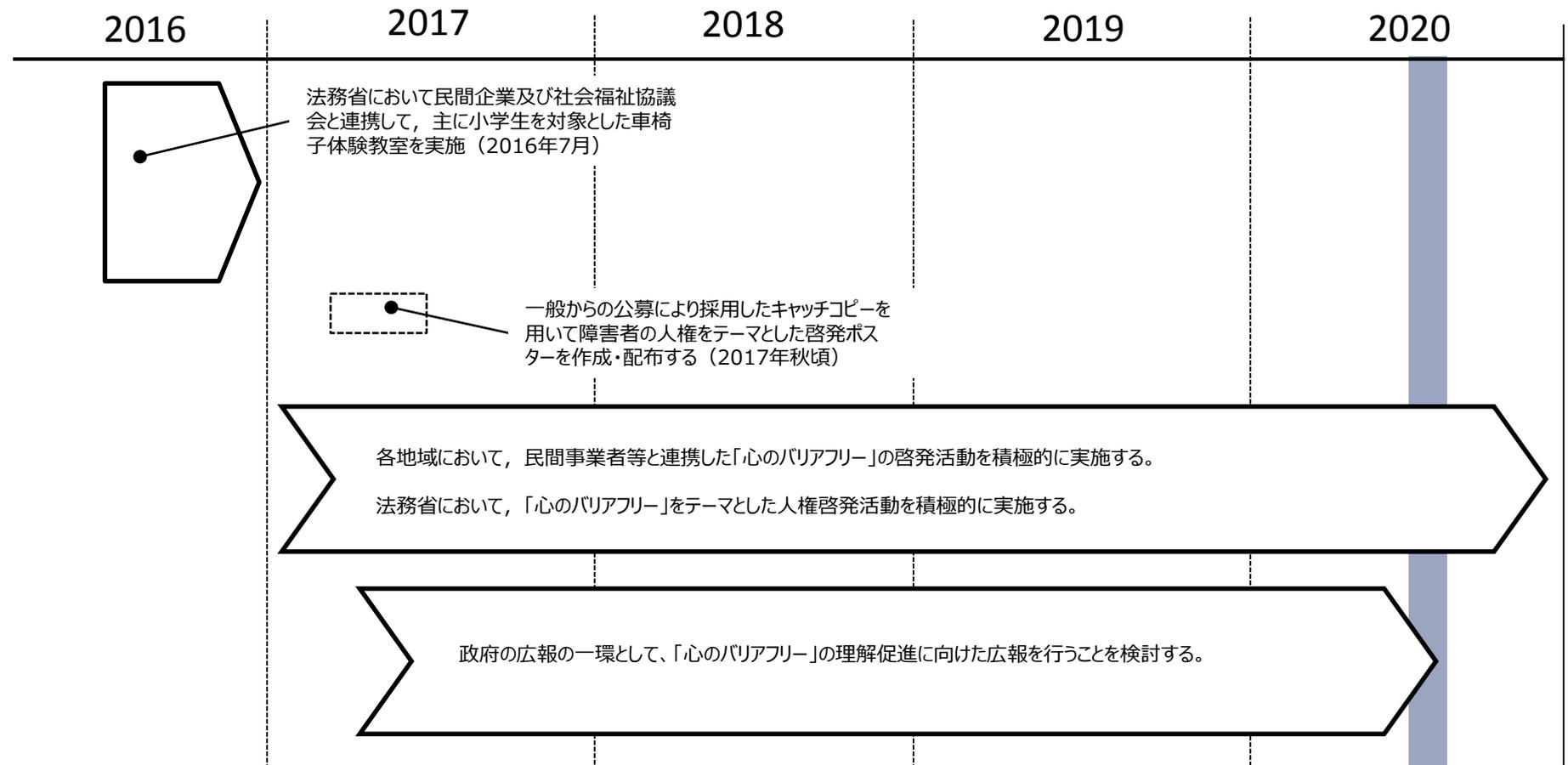
- ・国際的な障害者スポーツ大会の招致は、障害者スポーツの普及や国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動の一環として有効。
- ・関係団体や自治体からの具体的な相談内容に応じて、その招致に向けた適切な支援を行う。
- ・市町村や事業者と連携し、平成28年4月に施行された障害者差別解消法の理解促進に向けたフォーラムにおいて「心のバリアフリー」に向けた取組を実施
- ・障害者週間を通じて「心のバリアフリー」に向けた啓発、広報活動を強化



4) 国民全体に向けた取組

③ 国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動

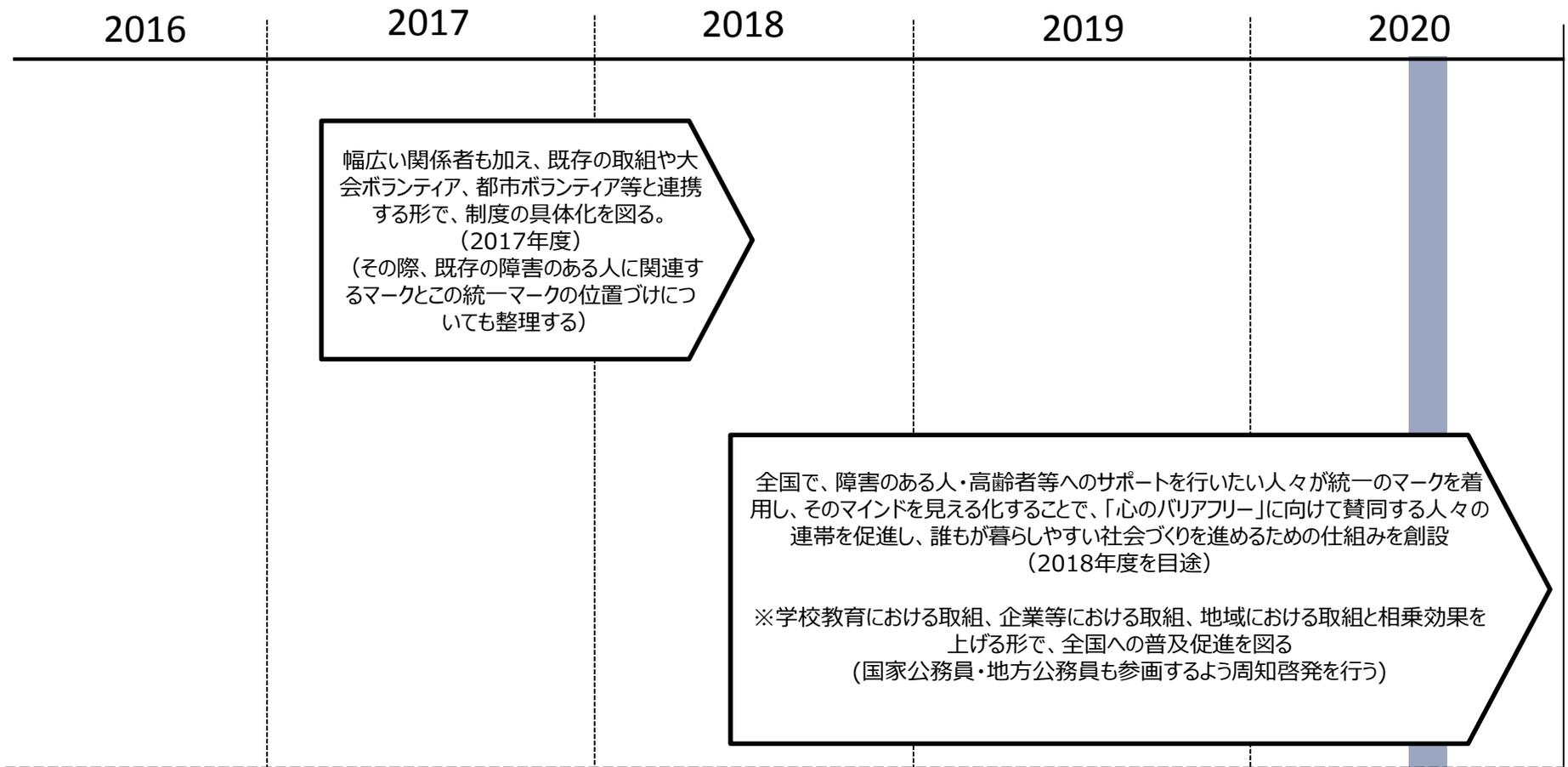
- 平成29年度以降、各地域において、民間事業者等と連携した「心のバリアフリー」の啓発活動を積極的に実施する。
- 平成29年度以降、障害のある人の人権をテーマとした啓発ポスターの作成をはじめ、法務省において、「心のバリアフリー」をテーマとした人権啓発活動を積極的に実施する。
- 平成29年度以降、政府の広報の一環として、「心のバリアフリー」の理解促進に向けた広報を行うことを検討する。



4) 国民全体に向けた取組

③国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動

- 平成30年度を目途に、全国で、障害のある人・高齢者等へのサポートを行いたい人々が統一のマークを着用し、そのマインドを見える化する仕組みを創設する。



5) 障害のある人による取組

- 障害者団体や障害のある人を支援する社会福祉法人等の障害者支援関係団体を中心として、障害のある人自身が上記のコミュニケーションスキルを身に付けるための取組や、障害のある人自身やその家族が悩みを共有することや情報交換のできる交流（ピアサポート）などの取組を進める地方自治体を支援する

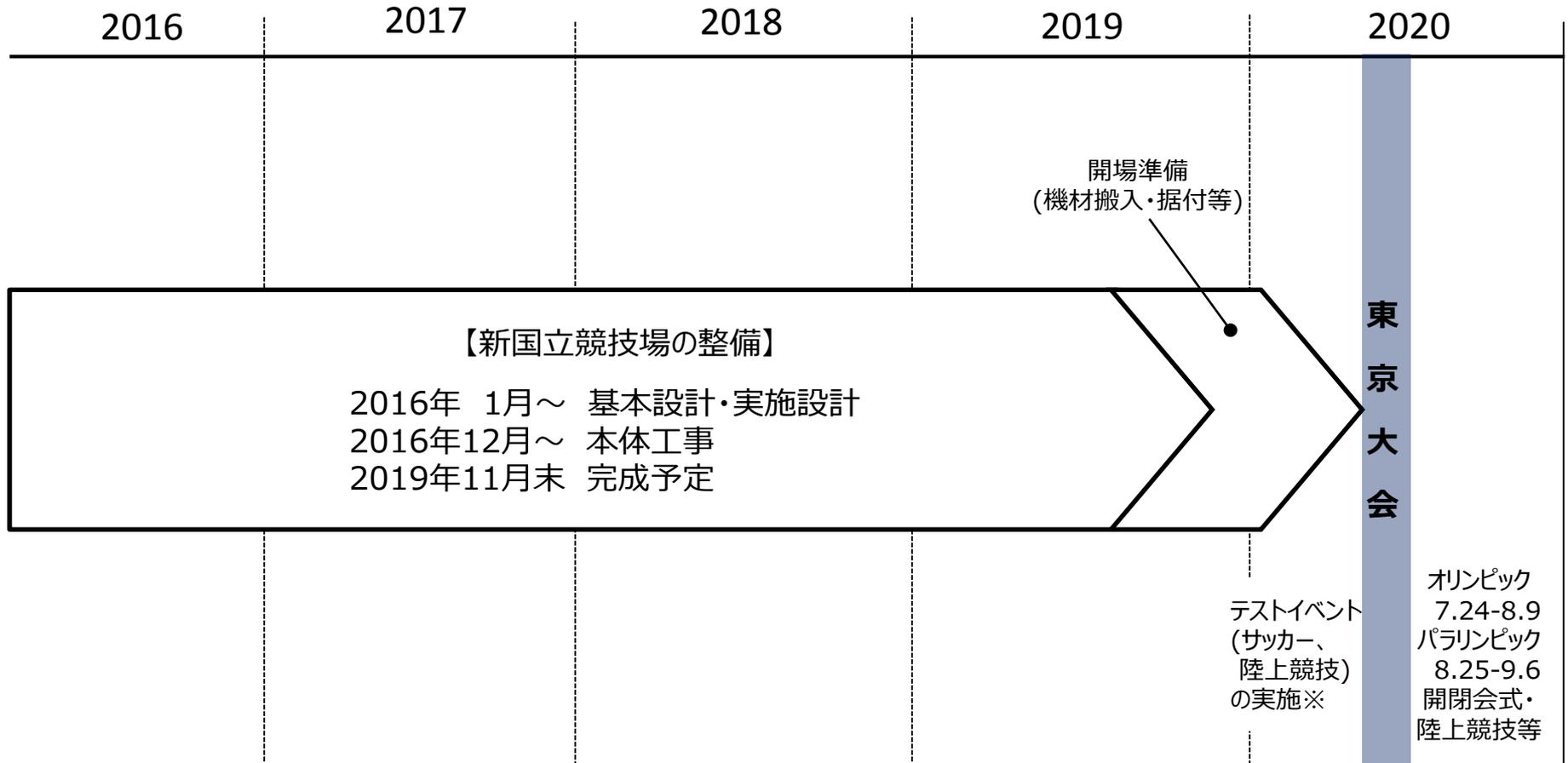


Ⅱ. ユニバーサルデザインの 街づくり

1) 東京大会に向けた重点的なバリアフリー化

① 競技会場におけるバリアフリー化の推進 – 新国立競技場 –

新国立競技場については、「新国立競技場の整備計画」（平成27年8月28日 新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定）の基本理念の一つである「世界最高のユニバーサルデザイン」を踏まえ、事業者において、車椅子使用者、高齢者、障害者団体及び子育てグループ等と「ユニバーサルデザイン・ワークショップ」を開催し、多様な利用者ニーズを把握しながら整備事業を進め、平成31年11月末に完成させる。



【備考】 ※ IOCの指示及び各国際競技連盟の管理のもと、大会組織委員会はオリンピック競技大会の前に実際の大会で使用予定の競技会場を使って可能な限り本番に近い状態でテストイベントを開催する(時期及び内容等は今後調整予定)。

1) 東京大会に向けた重点的なバリアフリー化

① 競技会場におけるバリアフリー化の推進

- ・国の所管するその他の競技会場についても、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインに従ったバリアフリー化を進める。
- ・大会で使用するその他の競技会場についても、組織委員会等と連携して、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインに従ったバリアフリー化に向けて、施設管理者等への働きかけを行う。

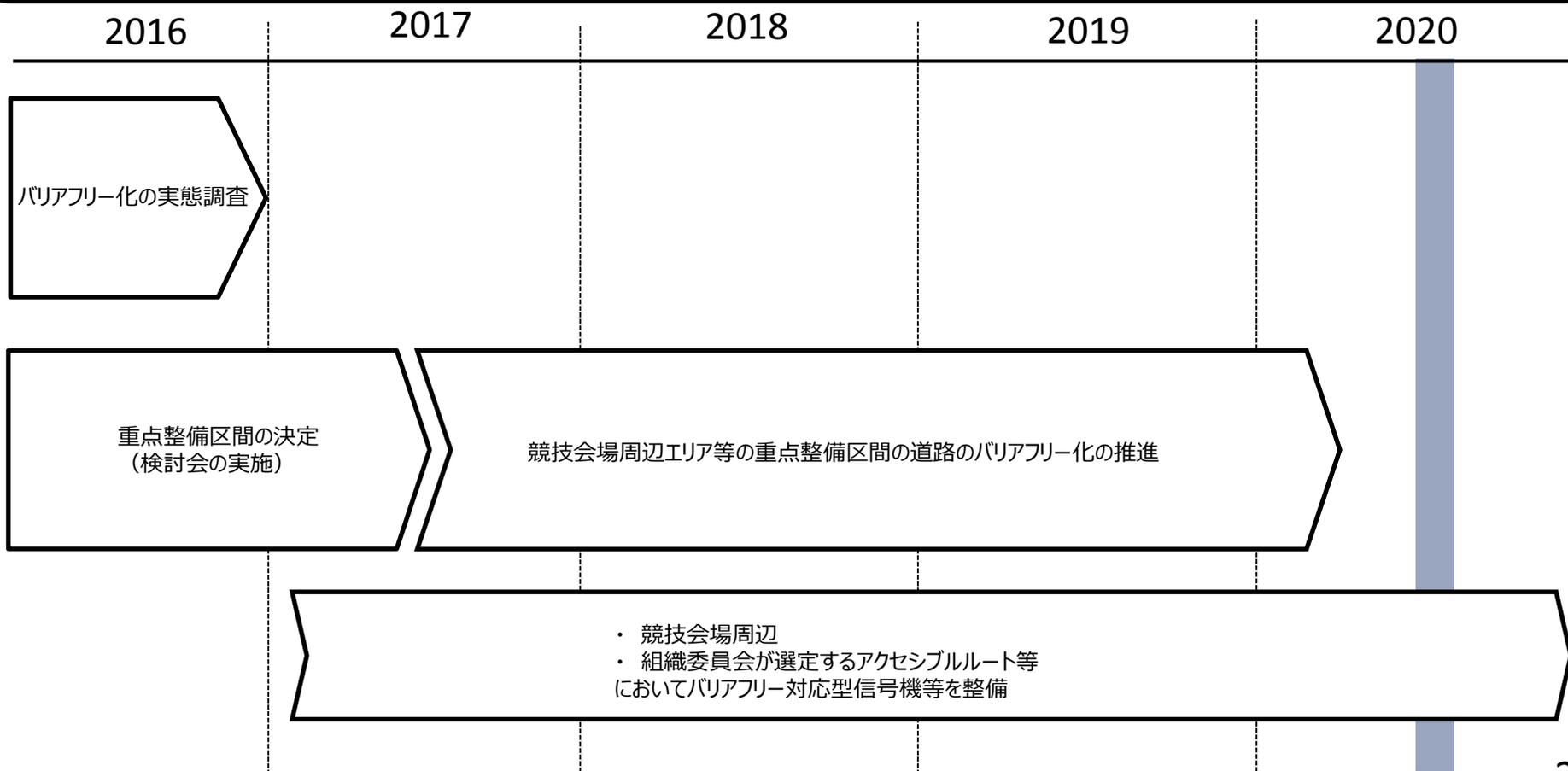


1) 東京大会に向けた重点的なバリアフリー化

② 競技会場周辺エリア等におけるバリアフリー化の推進

i) 競技会場周辺エリア等における道路のバリアフリー化の推進

- ・ 今後設置する、国、都、区等による検討会において、アクセシブルルートを含む競技会場等と周辺の駅を結ぶ道路を「重点整備区間」として決定し、連続的・面的なバリアフリー化を推進
- ・ 特に不特定多数の利用が見込まれるため、バリアフリー化の必要性が高い区間について、国は重点的に支援
- ・ その他競技会場周辺やアクセシブルルート等において、バリアフリー対応型信号機等を整備



1) 東京大会に向けた重点的なバリアフリー化

② 競技会場周辺エリア等におけるバリアフリー化の推進

ii) 競技会場の周辺エリア等における都市公園のバリアフリー化の推進

iii) 競技会場周辺エリア等の主要建築物におけるトイレ等のバリアフリー化、活用促進

○ 都市公園のバリアフリー化の推進

- ・平成28年11月に国・都・区による連絡調整会議を設置し、競技会場となる都市公園や主要な観光地周辺の都市公園を平成28年度末を目途に選定した上でバリアフリー化の実態を調査し、基本的に選定したすべての公園で2020年（平成32年）までに都市公園移動等円滑化基準への適合を図る。
- ・更に代表的な公園（競技会場等）について、高水準のユニバーサルデザイン化が達成された全国の都市公園のモデル事例として2020年（平成32年）までに整備を図ることを検討する。

○ 競技会場周辺エリア等の主要建築物におけるトイレ等のバリアフリー化、活用促進

- ・多くの国内外からの来訪者を受け入れるにあたって、高齢者、障害者等が円滑に利用できるトイレ等の実態把握や整備が求められる。このため、オリパラ競技会場等の周辺においてバリアフリー化されたトイレ等の実態調査を行い、建築設計標準等において改修事例等を掲載することで、より多くの施設におけるトイレ等のバリアフリー化を促進する。



1) 東京大会に向けた重点的なバリアフリー化

③主要鉄道駅・ターミナル等におけるバリアフリー化の推進

○主要鉄道駅におけるバリアフリー化の推進

- ・アクセシブルルートに係る鉄道駅をはじめとする東京大会の関連駅へのエレベーターの増設やホームドアの整備などのバリアフリー化について、都と連携しつつ、重点支援を実施する。

○都内主要ターミナルにおけるバリアフリー化の推進

- ・主要ターミナル等において、交通結節機能の強化に向けた取組を推進

○都市交通におけるバリアフリー化の推進

- ・東京都は、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向け、都心と臨海部とを結ぶB R Tの平成31年の運行開始に向けた具体的な検討を行っている。
- ・全国的な状況としても、高齢者等をはじめとした住民の社会・経済活動を支える公共交通を維持・確保するためには、利便性の高い新たな公共交通システムを構築していく必要があり、基幹的な公共交通となるバス交通の高度化（BRT導入・普及）を進めることが必要である。
- ・国土交通省では、平成28年度に国内の営業路線での実証実験等を行い、平成29年度以降に運用上の課題等を整理・検討するなど、導入に向けた取組みを推進する。

2016

2017

2018

2019

2020

○主要鉄道駅におけるバリアフリー化の推進

・アクセシブルルートの選定に向けた調整（組織委）

・アクセシブルルートに係る駅の選定
・エレベーター増設やホームドア整備を重点支援

○都内主要ターミナルにおけるバリアフリー化の推進

都市再開発プロジェクト（新宿、渋谷、品川、虎ノ門等の都内主要ターミナル）の中でバリアフリー化を推進
※各プロジェクトについて、2020年までの供用（部分含む）を目指す

○都市交通におけるバリアフリー化の推進

B R T 実証実験等

運用上の課題の整理・検討等

運行開始

東京大会

1) 東京大会に向けた重点的なバリアフリー化

④ 海外との主玄関口となる成田空港、羽田空港国際線ターミナルを中心とした空港のバリアフリー化の推進

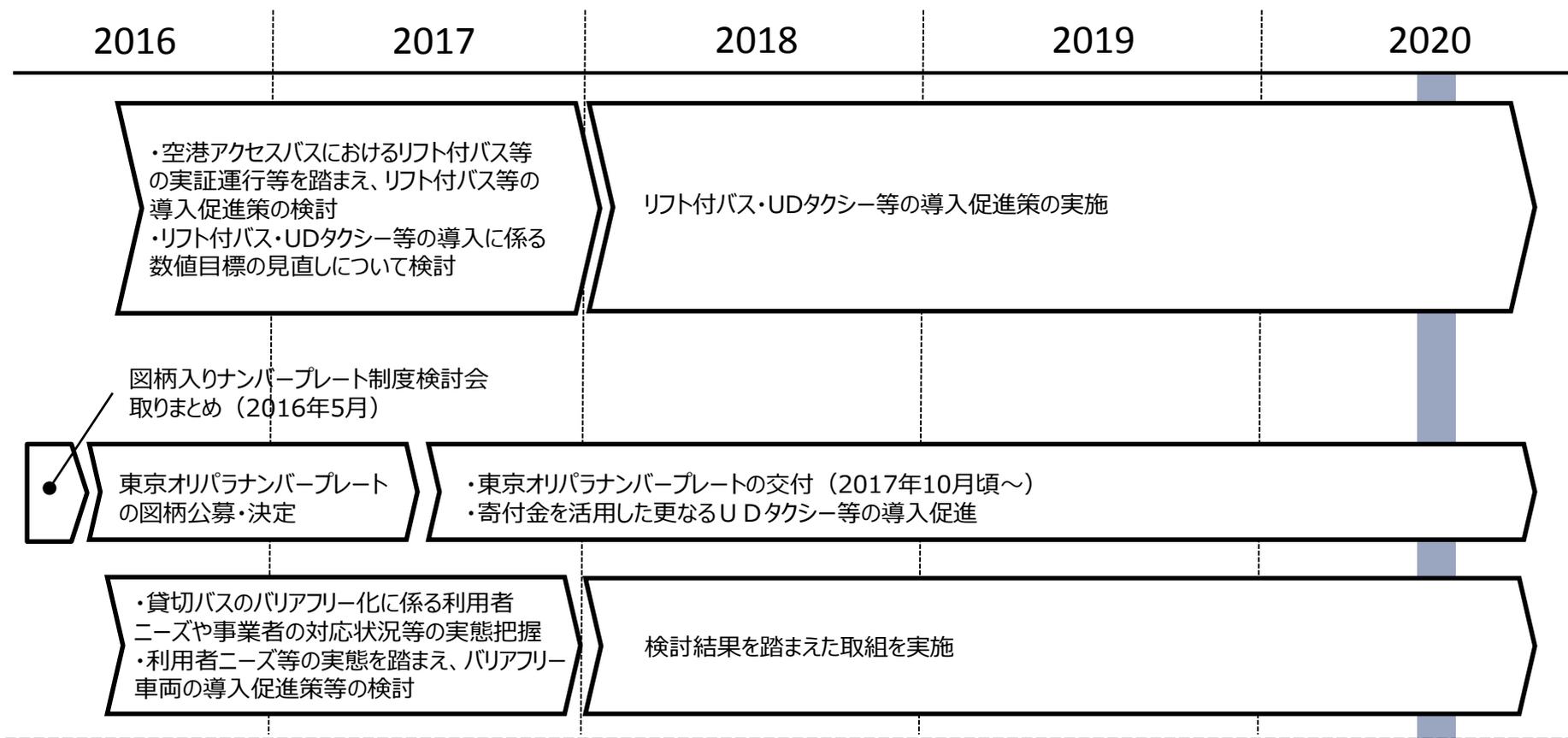
- ・成田空港、羽田空港国際線ターミナルについては、世界トップレベルのユニバーサルデザイン水準となるよう、平成28年度中に数値目標を設定するとともに取組を具体化。これに準じ、羽田空港国内線ターミナルについても、平成28年度中に数値目標を設定するとともに取組を具体化。
- ・羽田空港国際線ターミナルのUD（ユニバーサルデザイン）タクシー及び一般タクシーの乗り場の再配置について、障害のある人のタクシー乗り場へのアクセス改善を図るため、関係者と協議の上、平成28年度中に整備を完了する。



1) 東京大会に向けた重点的なバリアフリー化

⑤リフト付バス・UDタクシー車両等の導入促進

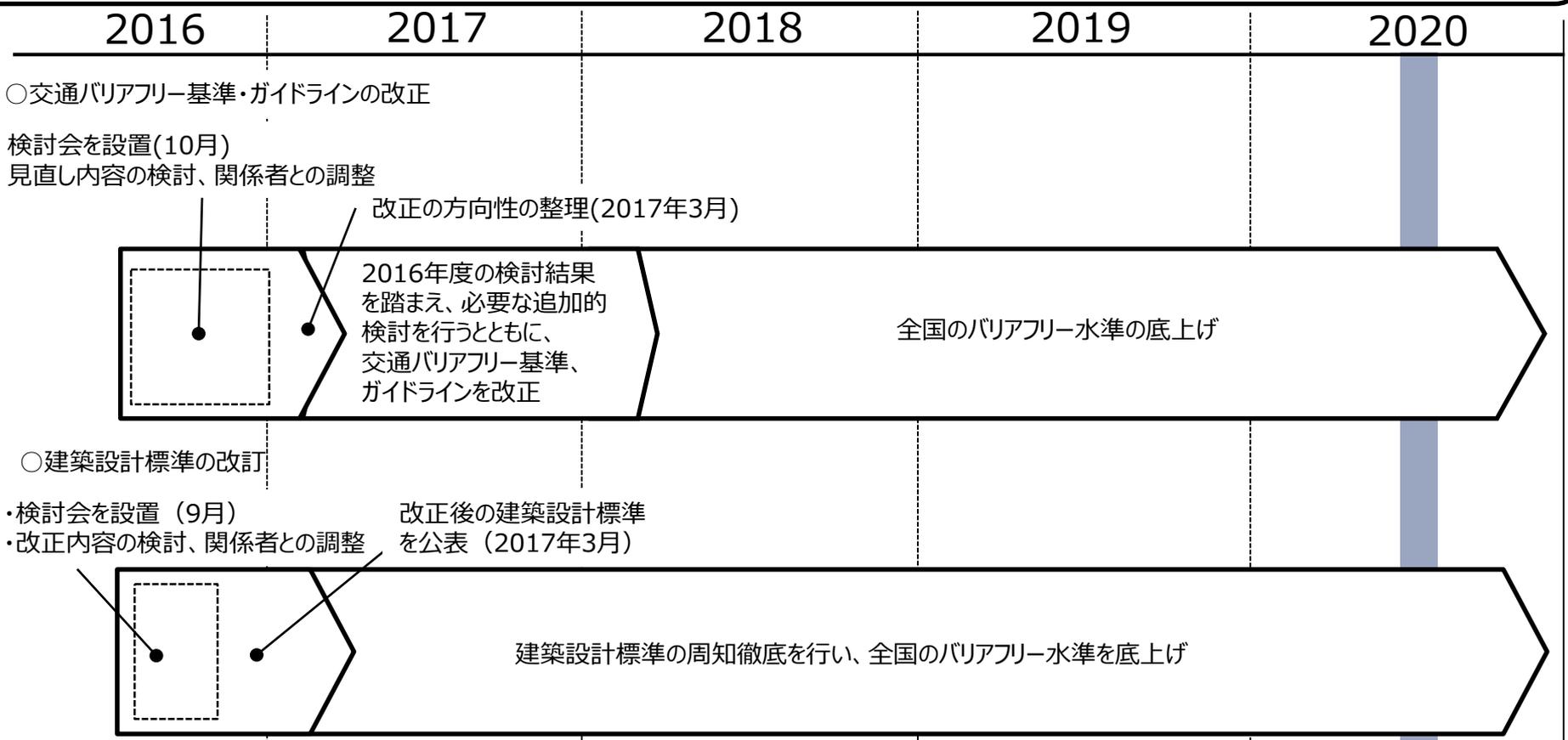
- ・リフト付きバス・UDタクシー等のバリアフリー車両の導入を促進
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートをはじめとした図柄入りナンバープレートの寄付金の活用を前提に、更なるUDタクシー、リフト付きバス等の導入促進を図る。
- ・観光バス等の貸切バスにおけるバリアフリー車両の導入促進策等の検討



2) 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進 ① バリアフリー基準・ガイドラインの改正

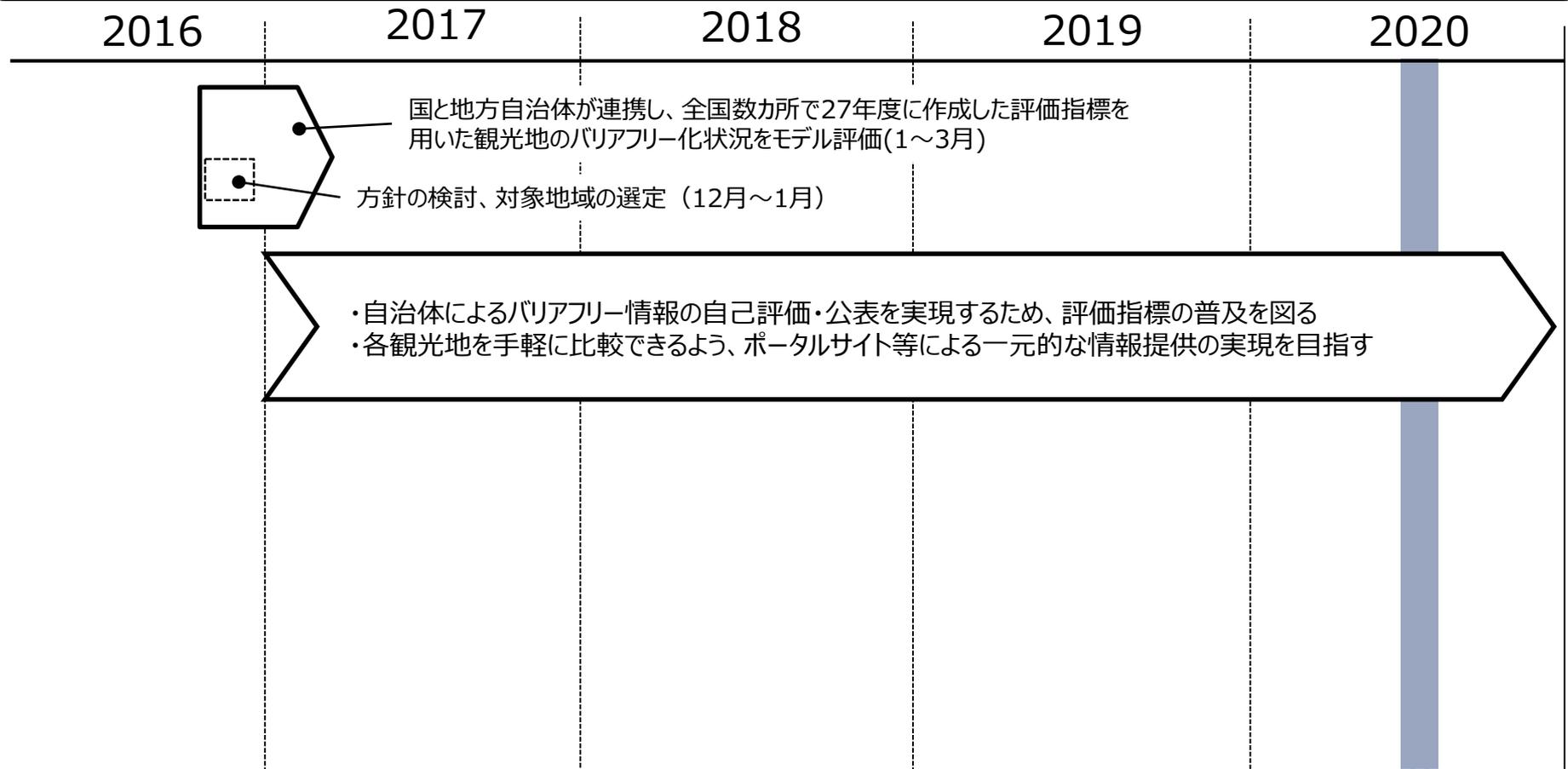
i) 交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正 ii) 建築物に係る設計標準の改正

- 交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正
 - ・公共交通分野のバリアフリー水準の底上げを図るため、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準及びバリアフリー整備ガイドラインについて平成28年度末までに改正内容の方向性を整理し、平成29年度はその検討結果等を踏まえ、必要な追加的検討を行うとともに、具体的な改正作業を行う。
- 建築設計標準の改訂
 - ・2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を契機として、今後、国内外から多くの来訪者が見込まれるため、建築物のより一層のバリアフリー化が求められている。このため、建築設計標準の改正を行い、全国的な建築物のバリアフリー化を促進する。



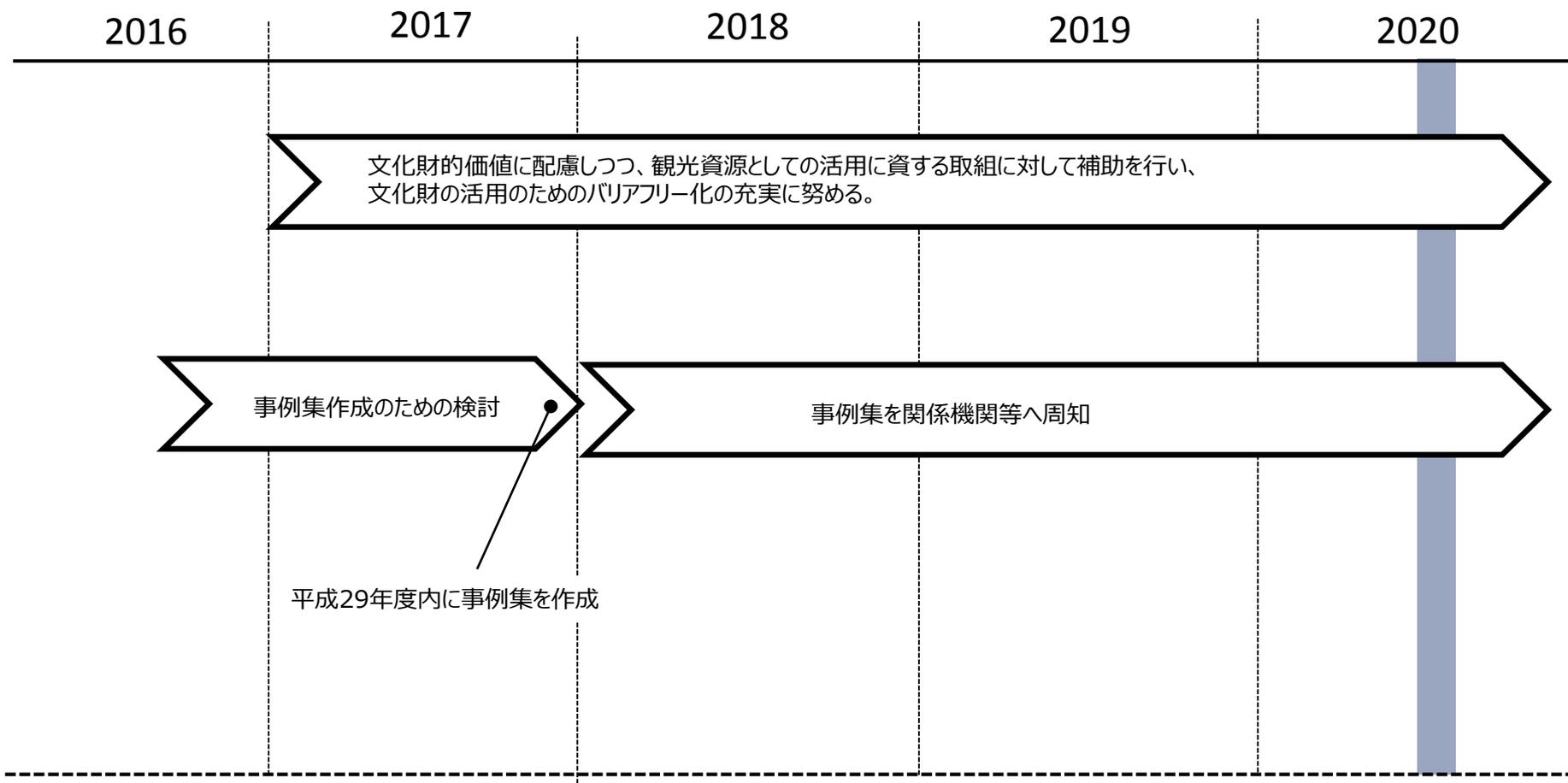
2) 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進 ②観光地のバリアフリー化

- ・観光地のバリアフリー情報の自己評価・公表を促進することにより、観光客が全国の観光地のバリアフリー状況を把握し、比較できる環境整備を行う。今年度は国と地方自治体が連携し、全国数カ所で観光地のバリアフリー状況についてのモデル的な評価を実施する。
- ・平成29年度以降、評価指標の普及を図るとともに、将来的には各観光地の評価指標を手軽に比較できるよう、ポータルサイト等による一元的な情報提供の実現を目指す。



2) 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進 ②観光地のバリアフリー化

- ・ 観光名所として数多くの観光客が訪れる文化財について、障害のある人、高齢者を含むすべての人が、より快適に親しむことのできる環境づくりを目指し、文化財の活用のためのバリアフリー化の充実に努める。
- ・ 文化財の活用のためのバリアフリー化の事例集を平成29年度内に作成し、周知する。



2) 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進

③ 都市部等における複合施設（大規模駅や地下街等）を中心とした面的なバリアフリーの推進

i) 都市再開発プロジェクト等に伴うバリアフリーの推進 ii) 全国の主要鉄道駅周辺のバリアフリー化の推進

○都市再開発プロジェクト等に伴うバリアフリーの推進

- ・ 都内主要ターミナル等の他、全国の主要なターミナル等についても駅前広場や自由通路等のバリアフリー化を推進する。

○全国の主要鉄道駅周辺のバリアフリー化の推進

- ・ 2020年までの完了を目標にしている1700kmの道路について、引き続きバリアフリー化を進め、更に全国の主要鉄道駅や観光地周辺における道路についても、バリアフリーの実態調査を実施するとともに、その調査結果を公表し、各市町村の積極的なバリアフリー化の取組を支援する。
- ・ バリアフリー法という生活関連経路を構成する道路を中心として、バリアフリー対応型信号機等を整備する。

2016

2017

2018

2019

2020

○都市再開発プロジェクト等に伴うバリアフリーの推進

都市再開発プロジェクト等に伴い、全国の主要なターミナルについても、バリアフリー化を推進する

○全国の主要鉄道駅周辺のバリアフリー化の推進

バリアフリー化の実態調査

バリアフリー化の
実態調査の公表

全国の主要鉄道駅や観光地周辺における道路のバリアフリー化の推進

バリアフリー法という生活関連経路を構成する道路を中心として、
バリアフリー対応型信号機等を整備

2) 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進

③都市部における複合施設（大規模駅や地下街等）を中心とした面的なバリアフリーの推進

iii) 市町村における面的なバリアフリー化を進めるためのバリアフリー基本構想の策定促進

v) パーキングパーミット制度の導入促進方策の検討

○市町村における面的なバリアフリー化を進めるためのバリアフリー基本構想の策定促進

- ・平成28年9月に「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」を改訂し、具体的な計画策定過程（庁内の検討体制を含む）や取組内容の好事例について充実を図ったところ。
- ・本ガイドブックの周知・活用により、市町村における計画策定を促進するとともに、基本構想制度の在り方について、更なる課題の抽出および改善等の検討を行う。

○パーキングパーミット制度の導入促進方策の検討

- ・パーキング・パーミット制度は、障害のある人等用駐車スペースを必要とする対象者を明確化し、地方公共団体共通の利用証を交付することにより駐車車両を識別し、不適正な駐車を抑止することを目的としている。
- ・本制度について、導入が進んでいない自治体の課題や他国の実態を把握し、導入促進方策の検討を行う検討会を立ち上げる。

2016

2017

2018

2019

2020

○市町村における面的なバリアフリー化を進めるためのバリアフリー基本構想の策定促進

「面的バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」を改訂(9月)

- ・ガイドブックの周知・活用により、市町村における基本構想の策定を促進
- ・同時に、基本構想制度のあり方について、更なる課題の抽出および改善等の検討を行う。

○パーキングパーミット制度の導入促進方策の検討

導入が進んでいない自治体の課題等の整理、
導入促進方策の検討を行う。

検討結果を踏まえた取組の実施

2) 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進

③ 都市部等における複合施設（大規模駅や地下街等）を中心とした面的なバリアフリーの推進

iv) ピクトグラムに関する標準化の推進・普及

・東京大会に向けて、JIS Z8210(案内用図記号)について移動円滑化のための新たな案内用図記号の作成及びISO規格との整合化の検討を行うとともに、案内用図記号の全国的な普及を図る。具体的には、平成28年度中にJIS Z8210の原案作成を終え、平成29年度中にJISを改正する予定。



2) 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進

④ 公共交通機関等のバリアフリー化 i) 鉄道にかかわるバリアフリー化

- 車椅子利用時の待ち時間や、多数の車椅子使用者が集中して鉄道車両に乗車しようとする際の対応
 - ・車椅子使用者が鉄道を利用する際の待ち時間や、多数の車椅子使用者が集中して鉄道車両に乗車しようとする際の対応などについて、関係者の意見を調整するための検討会を立ち上げ、車椅子利用環境の改善を図る。
- ハンドル型電動車椅子の鉄道車両への乗車要件の見直し
 - ・平成28年11月にハンドル型電動車椅子の鉄道車両への乗車要件の見直しを検討する委員会を設置。平成28年度末を目途に検討の結論を得て、その後の当該車椅子の利用環境の改善を図る。



2) 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進

④ 公共交通機関等のバリアフリー化 i) 鉄道にかかわるバリアフリー化

○駅ホームの安全性向上

・「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」の中間とりまとめ（平成28年12月）を踏まえ、ホームドアや内方線付き点状ブロックの整備を加速させるとともに、視覚障害者に対する駅員等による誘導案内の実施、旅客による声かけや誘導案内の促進など、ハード・ソフト両面からの総合的な転落防止対策を推進する。

2016

2017

2018

2019

2020

【主なハード対策】

○ホームドア

- ・利用者10万人以上の駅：
 - ・整備条件（車両の扉位置等）を満たしている場合、原則として平成32年度までに整備
 - ・整備条件を満たしていない場合、新しいタイプのホームドアにより対応する場合、概ね5年を目途に整備/整備着手等
- ・利用者10万人未満の駅：駅の状況等を勘案した上で、10万人以上と同程度に優先的な整備が必要と認められる場合に整備
- ・技術面、コスト面の課題に対応可能な新たなタイプのホームドアを「新型ホームドア導入検討の手引き」も活用し、積極的に普及促進

○内方線付き点状ブロック

- ・1万人以上の駅：平成30年度までに整備
- ・3千人以上の駅：可能な限り速やかに整備

【主なソフト対策】

○駅員等による対応の強化

- ・誘導案内の申し出のあった視覚障害のある人に対し、駅員等による誘導案内を実施、危険時に視覚障害のある人が明確に気づく声かけ

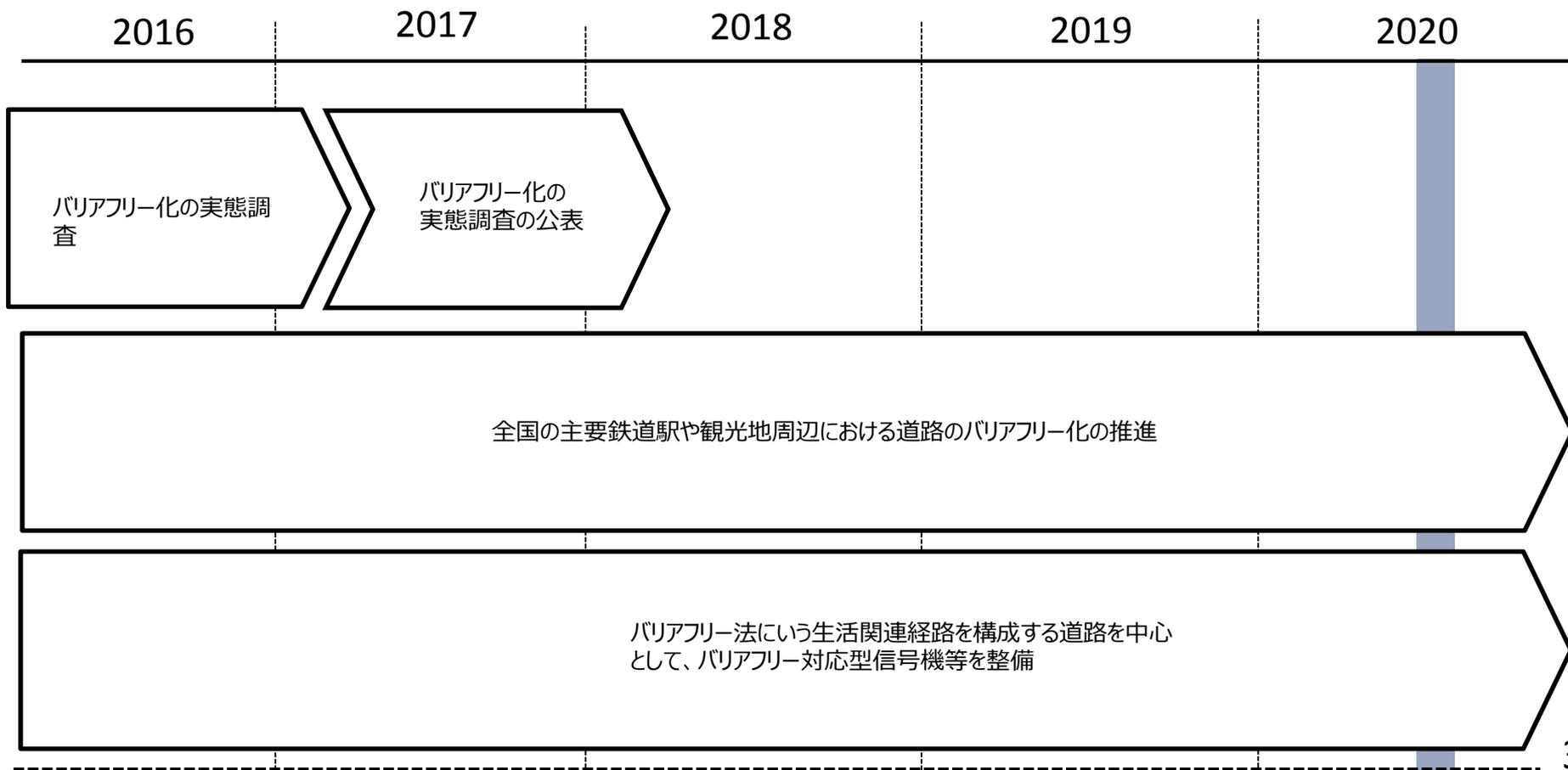
○旅客による声かけ、誘導案内の促進等

○駅における盲導犬訓練等への協力

2) 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進

④ 公共交通機関等のバリアフリー化 i) 鉄道にかかわるバリアフリー化 (再掲)

- ・ 鉄道駅から徒歩圏内の生活関連施設の約6割しかバリアフリー化された経路で結ばれていない
- ・ 全国の主要な鉄道駅や観光地周辺のバリアフリー化の状況を公表するとともに、地方公共団体の積極的なバリアフリー化の取組を支援
- ・ 生活関連経路を構成する道路を中心に、バリアフリー対応型信号機等を整備



2) 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進

④ 公共交通機関等のバリアフリー化

ii) 全国の主要な旅客船ターミナル及び船旅メジャールート等のバリアフリー化の促進

- ・陸上交通機関から旅客船へのシームレスな乗継ぎを可能とするため、全国の主要な旅客船ターミナルについて、旅客船の乗降口から公共バス・タクシー等の乗降場所までの連続的なバリアフリー化の対応状況を平成28年度中に点検し、未対応施設の特定をする。未対応施設については、点検結果を踏まえバリアフリー化を促進する。
- ・船旅メジャールート（東京の舟運や瀬戸内海航路等）における新造船の先進的なバリアフリー化を推進するため、今後新造される旅客船について先進的なバリアフリー化を促すとともに、各地域においてもバリアフリー化を促し、その状況を踏まえ、旅客船を利用するための陸上交通機関からのバリアフリールートを利用者に情報発信する。
- ・旅客船全体のバリアフリー化を推進するため、平成28年度中にバリアフリー優良事例を収集し周知する。

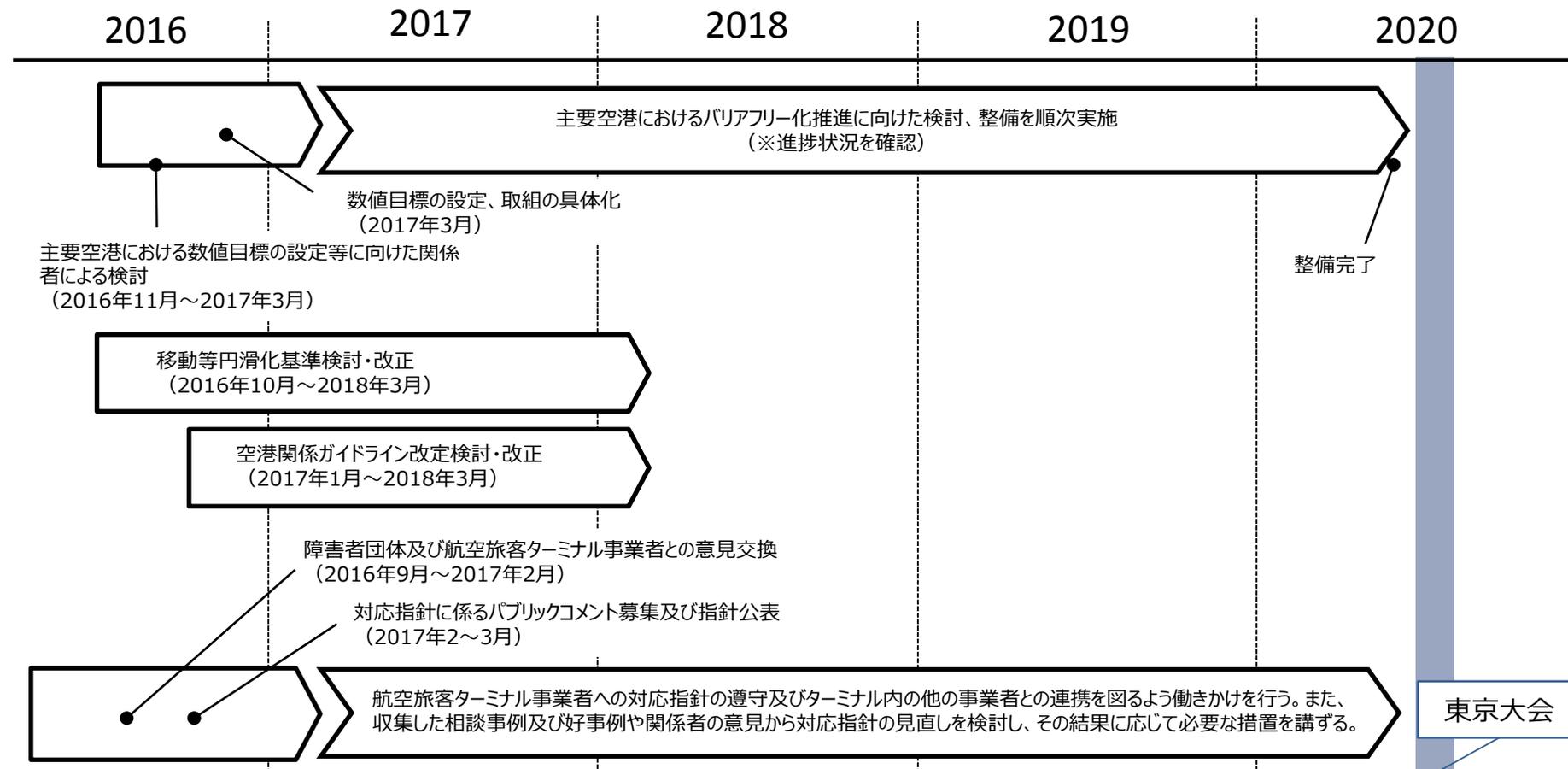


2) 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進

④ 公共交通機関等のバリアフリー化

iii) 航空旅客ターミナルにおけるバリアフリー化の推進

- ・国際線の主要な空港のバリアフリー化推進のため、平成28年度中に数値目標を設定するとともに取組を具体化。
- ・航空旅客ターミナルにおけるバリアフリー化の推進のため、空港のバリアフリーに関するガイドライン改定に向けた検討を行う。
また、航空旅客ターミナル事業における障害者差別解消法に基づく障害者への不当な差別の禁止等に係る対応方針を本年度中に策定する。

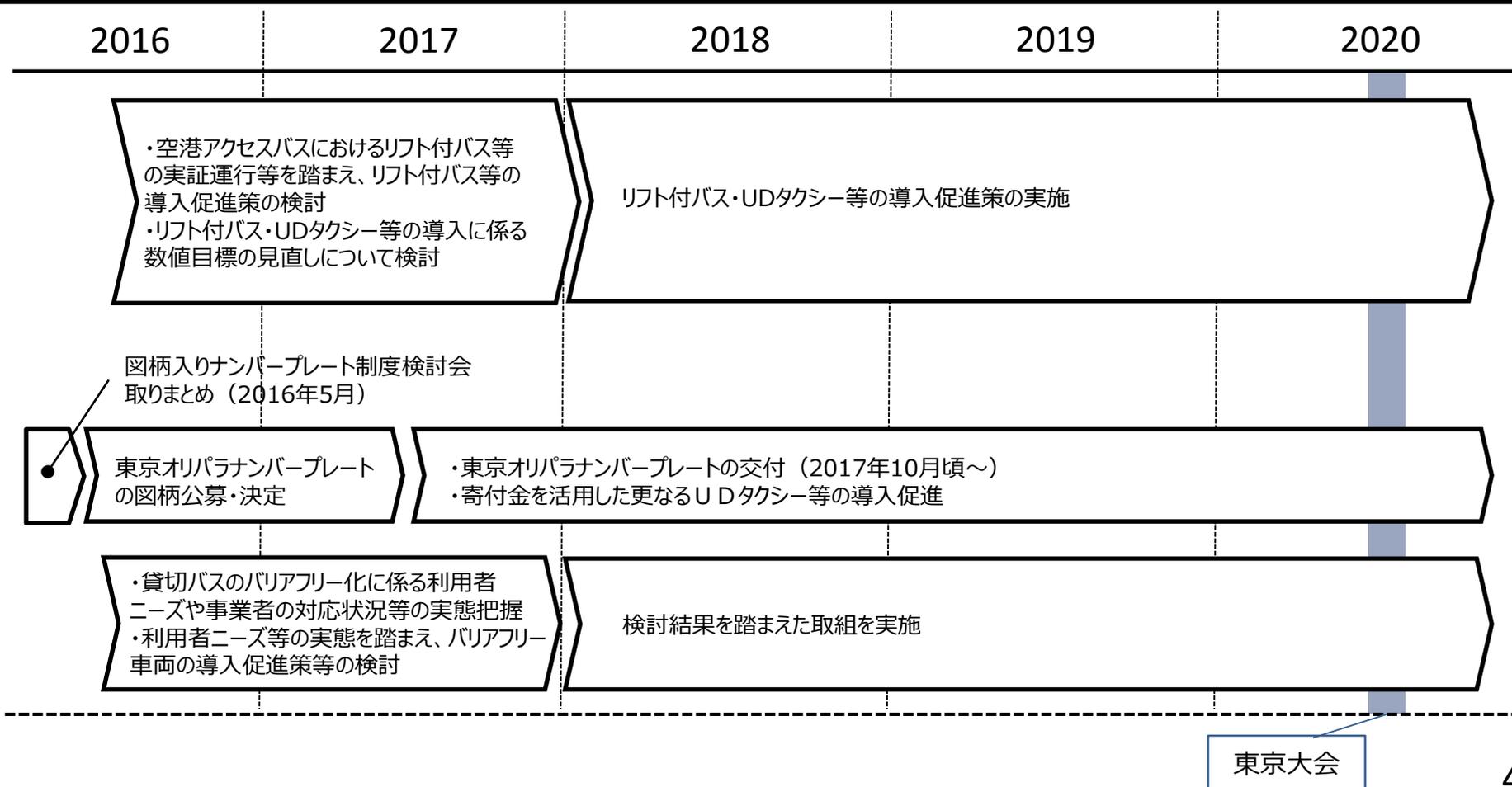


2) 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進

④公共交通機関等のバリアフリー化

iv) リフト付バス・UDタクシー車両等の導入促進 (再掲)

- リフト付きバス・UDタクシー等のバリアフリー車両の導入を促進
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートをはじめとした図柄入りナンバープレートの寄付金の活用を前提に、更なるUDタクシー、リフト付きバス等の導入促進を図る。
- 観光バス等の貸切バスにおけるバリアフリー車両の導入促進策等の検討

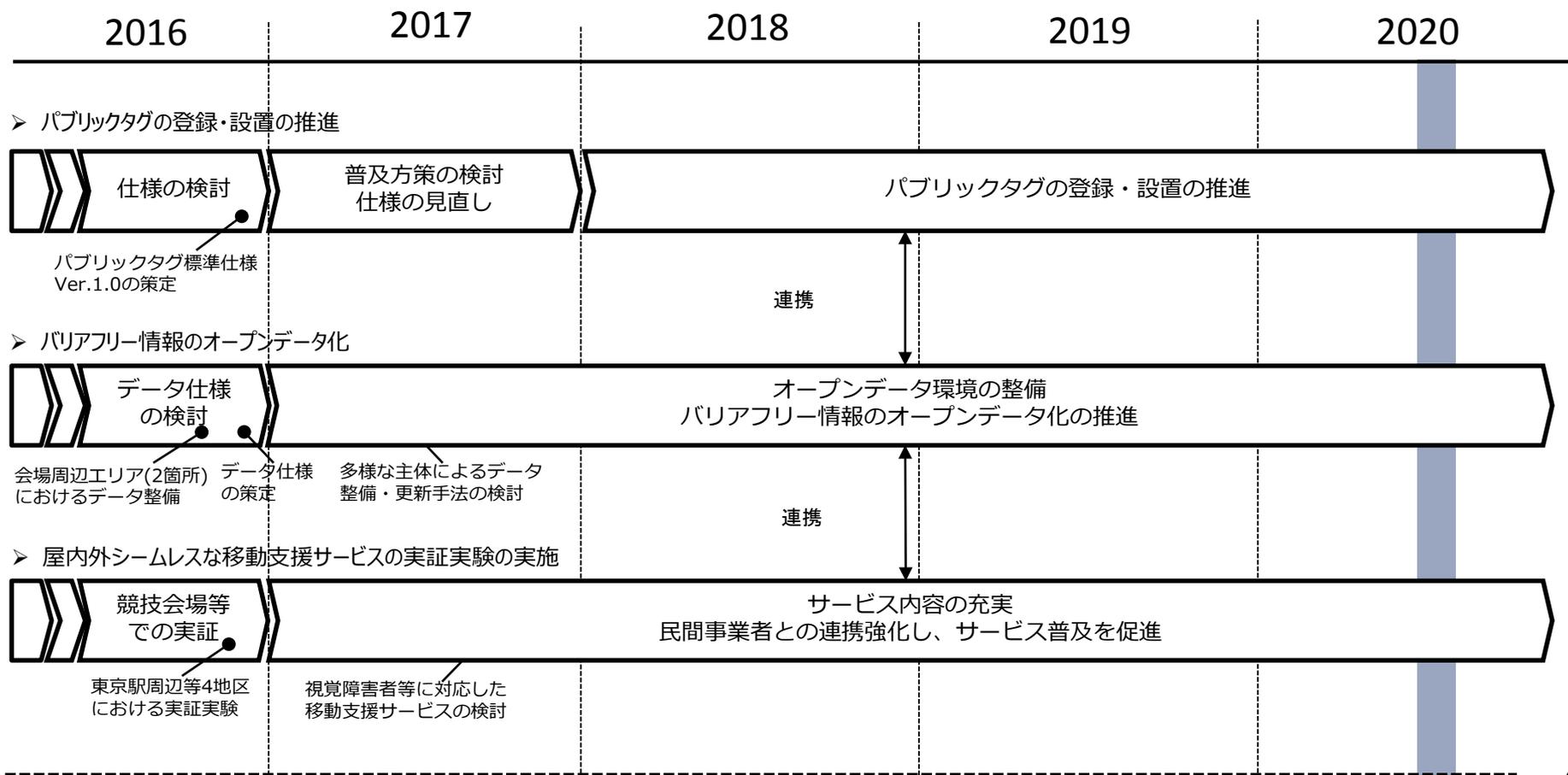


2) 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進

⑤ ICTを活用したきめ細かい情報発信・行動支援

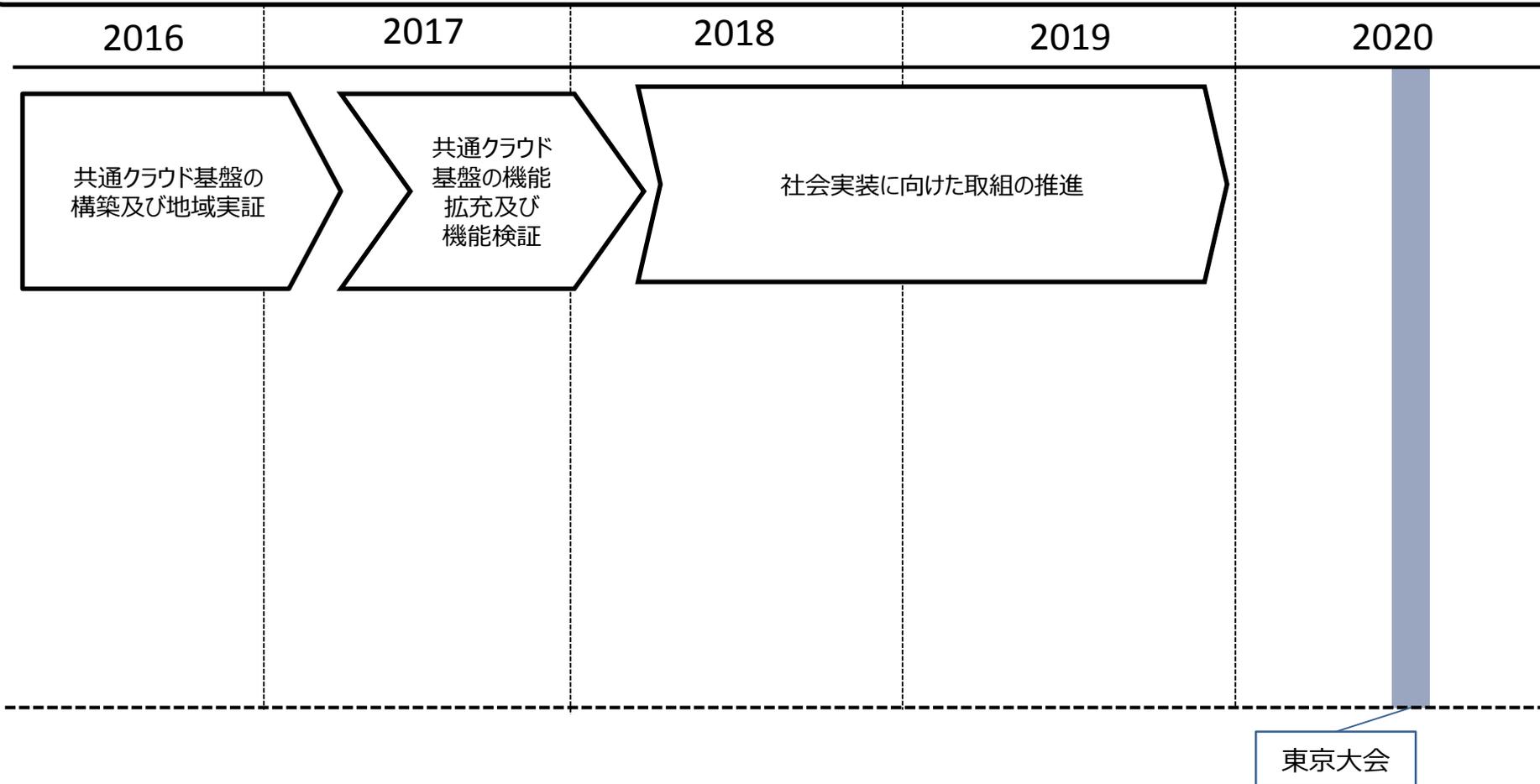
i) 歩行者のための移動支援サービスの実現に向けた取組

・歩行者のための移動支援サービスの実現に向けて、システムの構築に資するモデルケースとなる実証実験を行うとともに、測位環境等の整備、バリアフリー情報の収集及びオープンデータ化を進め、G空間情報センター等を通じて提供することで、空港から競技会場まで屋内外シームレスな移動支援を可能にする民間サービスの創出を促進し、2020年までの実用化を目指す。



2) 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進 ⑤ ICTを活用したきめ細かい情報発信・行動支援 ii) 個人の属性に応じた最適なサービスの提供に向けた取組

・交通系 I Cカードやスマートフォンと共通クラウド基盤を連携・活用することにより、情報提供やサービス連携を行い、高齢者、障害のある人等個人の属性に応じた誰もが利用しやすいバリアフリー情報の提供を目指し、2020年(平成32年)までの社会実装に向け取組を推進する。



2) 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進 ⑤ ICTを活用した情報発信・行動支援

iii) 交通機関の利用にあたっての情報提供サービスの実現に向けた取り組み

- バリアフリールートや所要時間に関する情報を提供する乗換検索システム
 - ・ 移動計画段階において目的地への到着時刻が予見できるよう、車椅子利用者等のためのバリアフリールート・乗換検索システムの実現を目指し、有識者、障害当事者、関係交通事業者等を委員とする検討会を速やかに設置し、本年度末までに対応方針を取りまとめる。
- 視覚・聴覚障害者用走行位置案内を行うスマートフォンアプリ
 - ・ 視覚障害のある人、聴覚障害のある人向けに、音声や文字情報（多言語）による鉄道車両内での走行位置案内を行うスマートフォンアプリの導入実現に向けて、本年度末までに適用可能な技術の調査を実施し、早期の実現を目指す。



2) 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進⑥トイレの利用環境の改善

i) ガイドライン等の改正 ii) トイレ利用のマナー改善に向けた取組の推進

○ガイドライン等の改正

・平成28年度内を目途に「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」、平成29年度中を目途に交通バリアフリー基準・ガイドラインを改正することで、全国の建築物及び公共交通機関のトイレ環境の整備を図る。

○トイレ利用のマナー改善に向けた取組の推進

・多機能トイレを含むトイレ利用に係るマナー改善に向けたキャンペーン等を実施し、多様な利用者がそれぞれのニーズに応じたトイレを円滑に利用できるように環境整備を図る。

